第９　屋外消火栓設備

１　機器点検

点　　検　　項　　目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判　　定　　方　　法（留意事項は※で示す。）
水　　源	貯　　水　　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等をあけて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ｱ)　他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (ｲ)　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1)　水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2)　ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　　位　　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧　　力　　計 （圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
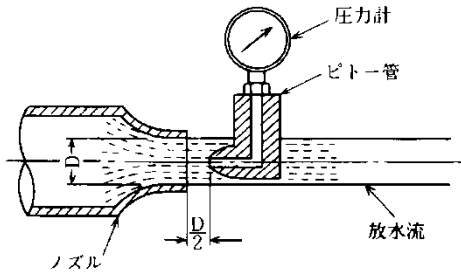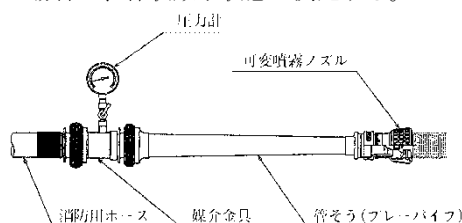
加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正であること。
			電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等がないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
				機能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　操作部が消火栓箱表面あるいは内部又はその直近に設けられていること。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	押ボタン等の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。 ※　押ボタン等が自動火災報知設備のＰ型発信機を兼用しているものにあっては、非常ベルが鳴動するので必要な措置を講じたのち行うこと。
			起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
				起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。

	機能	(2) 設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて作動圧力値を確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※　グランド部を全く水がない状態まで締め付けないこと。
	連成計及び圧力計	(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出圧力及び吐出量が所定の値であること。
呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１に減水するまでに警報が発すること。
	フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。

			(3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	
		性能試験装置	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式		高架水槽の直近及び最遠の消火栓開閉弁等における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式		排気弁を開放して機能を確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置			減圧弁等を目視により確認する。	減圧弁等に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著し腐食、漏れ等がなく、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管		ポンプを締切運転させて、排水量を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がなく、排水が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{4Ls\cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ/min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW 時あたりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇温度） ※　逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
屋外消火栓箱等	屋外消火栓箱	位置及び周囲の状況	目視により確認する。	ア　屋外消火栓から規定の範囲にあること。 イ　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
		表示	目視により確認する。	ホース格納箱である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。

	ホース及びノズル	外形	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。 イ　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
		ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を５分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	屋外消火栓	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　地下式消火栓にあっては、格納ピットの蓋等の開閉が確実にできること。
		標識	目視により確認する。	消火栓である旨の標識が適正に設けられていること。
		消火栓開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　規定の設置位置（高さ又は地盤面下の深さ）であること。 イ　開閉操作が容易にできること。
	始動表示灯		目視により確認する。	ア　設置位置が正常であること。 イ　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯又は点滅すること。
耐震措置			貯水槽、配管及び加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施行時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点検方法（留意事項は※で示す。）</th><th>判　定　方　法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="4">非常電源に切り替えた状態で、直接操作又は遠隔操作部により機能を確認する。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>ア　加圧送水装置が正常に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示・警報等</td><td>イ　表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>ウ　電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>エ　運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放水圧力</td><td>任意の屋外消火栓により確認する。
(1)　棒状放水の測定は、第9－1図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の2分の1離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。
第9－1図　棒状放水の測定例
(2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第9－2図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。
第9－2図　噴霧ノズル放水の測定例</td><td>ア　放水圧力が0.25MPa以上0.6MPa以下であること。
イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。</td></tr>
</table>

	放水量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q = 0.653D^2\sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル径（mm） P：放水圧力（MPa）	放水量が 350 ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水措置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力が 0.25MPa 以上 0.6MPa 以下であること。
高架水槽方式及び圧力水槽方式	放水圧力	任意の屋外消火栓により確認する。 (1)　棒状放水の測定は、第9－1図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 (2)　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 9－2図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	ア　放水圧力が 0.25MPa 以上 0.6MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
	放水量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q = 0.653D^2\sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル径（mm） P：放水圧力（MPa）	放水量が 350 ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水措置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力が 0.25MPa 以上 0.6MPa 以下であること。
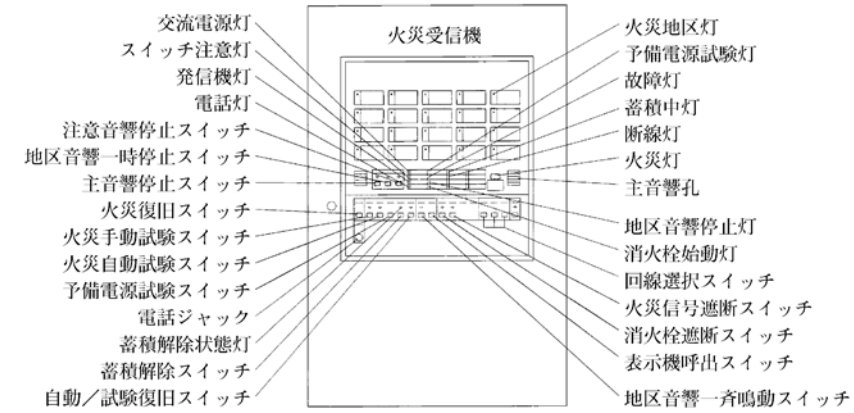
第11　自動火災報知設備

１　一般的留意事項

(1)　自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
(2)　火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
(3)　予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
(4)　感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。　点検終了後はこれを復元すること。
(5)　自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については記録装置の記録により確認する。
(6)　「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（通知)」（平成７年　消防予第２２０号）の４、その他の（１）により、自動試験機能付き又は遠隔機能付き自動火災報知設備が設置されている場合は、「共同住宅用自動火災報知設備」により点検することができるものであること。
(7)　感知器の作動時間等の判定については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知)」（平成１０年　消防予第６７号）を参照すること。

２　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示		受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、表示灯、電圧計等により確認する。	表示灯の点灯状況、電圧等が適正に標示されること。 ※　表示の点灯状況、電圧計等の標示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視、触手及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。)、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示		ア　検定合格証が貼付されていること。 イ　銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ　銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　**第11－1図**の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。
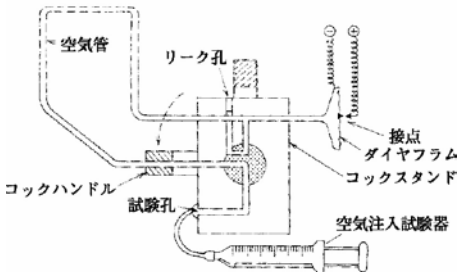
			交流電源灯 スイッチ注意灯 発信機灯 電話灯 注意音響停止スイッチ 地区音響一時停止スイッチ 主音響停止スイッチ 火災復旧スイッチ 火災手動試験スイッチ 火災自動試験スイッチ 予備電源試験スイッチ 電話ジャック 蓄積解除状態灯 蓄積解除スイッチ 自動／試験復旧スイッチ 火災受信機 火災地区灯 予備電源試験灯 故障灯 蓄積中灯 断線灯 火災灯 主音響孔 地区音響停止灯 消火栓始動灯 回線選択スイッチ 火災信号遮断スイッチ 消火栓遮断スイッチ 表示機呼出スイッチ 地区音響一斉鳴動スイッチ **第 11－1 図　Ｐ型１級受信機の例**
	警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電　圧　計	目視及び計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図・基盤等に表示された種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表　示　灯	スイッチ等の操作により確認する。	輝度の低下が無く、点灯等が確認でき、文字等も判読できること。
	通話装置	送受話器の操作により確認する。	ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ　２以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※　Ｔ型発信機を接続する受信機は、２回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるＴ型発信機の話中音が流れること。
	結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	目視、触手及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接　地	目視、回路計及びドライバー等により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	附属装置	火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報される	ア　表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td colspan="2"></td><td>ものに限る。）を行い、移報を確認する。</td><td>イ　相互に機能障害がないこと。
※　附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）</td><td>蓄　積　式</td><td rowspan="4">火災試験を行い確認する。</td><td rowspan="4">ア　火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。
イ　蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に５秒を加えた時間以内であること。
ウ　二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。
(ｱ)　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。
(ｲ)　第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
※(ｱ)　回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。
(ｲ)　Ｐ型３級、ＧＰ型３級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。
(ｳ)　１回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</td></tr>
<tr><td>アナログ式</td></tr>
<tr><td>二　信　号　式</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td></tr>
<tr><td colspan="2">注意表示（アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>注意表示試験を行い確認する。</td><td>注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。
※　１回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">回路導通（無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。）</td><td>回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）</td><td>ア　試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。
イ　導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。
※（ア）　断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。（イ）常時断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">設定表示温度等（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。
イ　表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）</td><td>所定の外部試験器により操作を行い、確認する。</td><td>感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">予　備　品　等</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。
イ　表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）が備えてあること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">感知</td><td colspan="2">外　形</td><td rowspan="2">目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td>警　戒　状　況</td><td>未　警　戒　部　分</td><td>設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。</td></tr>
</table>

器		感　知　区　域		ア　感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ　炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		適　応　性		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※　規則によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」（平成３年１２月６日付け消防予第２４０号）を参考とすること。
		機　能　障　害		ア　塗装、防塵カバー等がされていないこと。 イ　光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ　炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある障害物、日光の入射等がないこと。 エ　模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※(ｱ)　炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあっては、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ 1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 (ｲ)　炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあっては、道路面（監視員通路が設けられている場合にあっては、当該通路面）からの高さ 1.0m以上 1.5m以下の部分に設けてあること。
	熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）	ス　ポ　ッ　ト　型	(1)　差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。 (2)　定温式（非再用型） 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、**第 11－1 表**により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ｱ)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。 (ｲ)　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。 (ｳ)　非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。

第 11－1 表　感知器の抜き取り数表

感知器の設置個数	抜き取り数
1 以上 10 以下	1
11 以上 50 以下	2
51 以上 100 以下	4

					101以上 | 7
		分　布　型	空 気 管 式	(1)　火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（５cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ①　検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ②　検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③　空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2)　作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ　警戒区域の表示が適正であること。 エ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 **第 11－2 図　差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例** ※(ア)　注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ)　注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ)　不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。
			熱電対式及び熱半導体式	(1)　火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。 ①　試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ②　ダイヤルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2)　回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行	ア　確実に作動すること。 イ　作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ　回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 エ　警戒区域の表示が適正であること。 オ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※　熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが８ｍ未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。

				う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	
		感知線型		(1) 感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2) 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ① 受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ② 回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③ 感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。
	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）	スポット型		所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ｱ) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (ｲ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
		分離型		所定の減光フィルターにより確認する。	
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）			所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）			熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
	感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）			受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。
発信機		周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形			変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表示			ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
		押しボタン及び送受話器		押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
		表示灯		目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>に識別できること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">音　響　装　置</td><td>外　　　形</td><td rowspan="2">目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td>取　付　状　態</td><td>脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>音　　圧　　等</td><td>他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。</td><td>ア　主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。
イ　音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。
※　放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。</td></tr>
<tr><td>鳴　　　　動</td><td>感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動状況を確認する。</td><td>ア　一斉鳴動の場合
自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。
イ　区分鳴動の場合
地階を除く階数が５以上で延べ面積が 3,000 ㎡を超える防火対象物に設けた地区音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には自動的に全館一斉に鳴動報すること。ただし、全館に火災が発生した場所を音声により報知することができるものにあっては、この限りでない。
(ｱ)　出火階が２階以上の場合
出火階とその直上階
(ｲ)　出火階が１階の場合
出火階とその直上階及び地階
(ｳ)　出火階が地階の場合
出火階とその直上階及びその他の地階
※　階段、傾斜路等に設置した感知器と連動して鳴動しないこと。
ウ　相互鳴動の場合
２以上の受信機が設けられている防火対象物の地区音響装置は、いずれの受信機からも鳴動できること。
エ　再鳴動の場合
再鳴動機能を有する地区音響装置は、機能が正常であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>(1)　第 11－2 表に掲げる警戒区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。
(2)　蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。
(3)　アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。</td><td>ア　感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。
イ　蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。
ウ　アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。
第 11－2 表<table><tr><td rowspan="2">警戒区域数</td><td colspan="3">試験感知器個数</td></tr><tr><td>熱感知器</td><td>煙感知器</td><td>炎感知器</td></tr><tr><td>50 以下</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>51 以上</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>任意の１回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。
また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。</td><td>ア　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び警戒区域の表示の点灯が正常であること。
イ　第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
ウ　発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）</td><td>予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）</td><td rowspan="7">記録装置の記録等を確認する。</td><td rowspan="7">異常が記録又は保持表示されていないこと。
※(ｱ)　予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。
a　予備電源及び非常電源の容量
b　切替装置
c　結線接続
d　ヒューズ、ブレーカー等の作動
(ｲ)　異常が表示されている場合は、対策を講じること。</td></tr>
<tr><td>受信機の火災表示</td></tr>
<tr><td>受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）</td></tr>
<tr><td>受信機及び中継器の制御機能及び電路</td></tr>
<tr><td>感知器</td></tr>
<tr><td>感知器回路及びベル回路（無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td colspan="2">無線機能（無線式の自動火災報知設備に限る。）</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。）
イ　定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示されていないこと。</td></tr>
</table>

３　総合点検

点検項目	点検方法	判定方法
同時作動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の５回線（５回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該５回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	所定の試験器により確認する。	ア　スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ｱ)　警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。
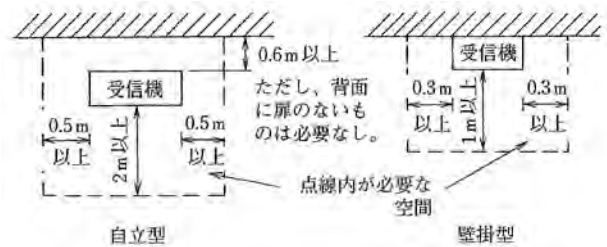
		(ｲ)　感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ｳ)　感度が正常なものは、再度取り付けること。 (ｴ)　取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 イ　分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ｱ)　感知器に適合する減光フィルターを用いて作動及び不作動試験を行うこと。 (ｲ)　感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面１ｍ離れた位置で騒音計（Ａ特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア　音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ　音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。
総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第１１の２　ガス漏れ火災警報設備
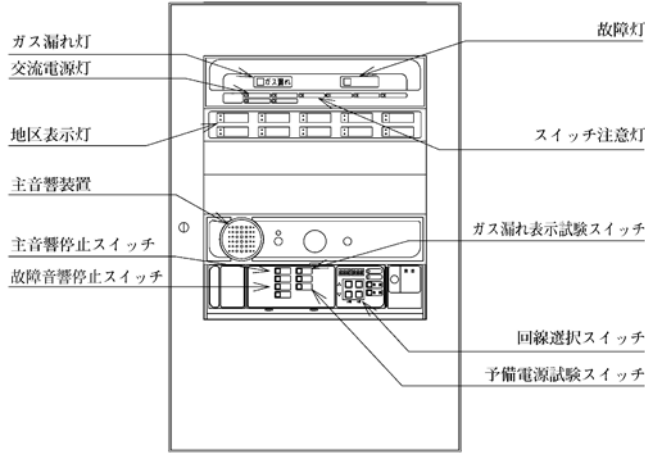
１　一般的留意事項

予備電源が非常電源の容量を上まわる場合にあっては、非常電源に替えることができる。

２　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期限の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されるものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。 0.6ｍ以上 受信機 ただし、背面に扉のないものは必要なし。 0.5ｍ以上 2ｍ以上 0.5ｍ以上 自立型 受信機 0.3ｍ以上 1ｍ以上 0.3ｍ以上 点線内が必要な空間 壁掛型 **第 11 の 2―1 図　使用上及び点検上必要な空間の例**
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

	表　示	目視により確認する。	ア　検定合格証等が貼付されていること。 イ　銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ　銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　**第11の2―2図**の例に示すスイッチ等の表示が適正にされていること。 **第11の2―2図　G型受信機の例**
	警戒区域の表示装置	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電　圧　計	目視又は計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視、ドライバー及び開閉操作等により確認する。	ア　端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継　電　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表　示　灯	所定の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

	通話装置	送受話器の操作により確認する。	いずれの場所においても明瞭に相互間の通話ができること。 ※(ア)　受信機が設けてある場所相互にインターホン等が設けられている場合は、当該インターホン等の点検等も実施すること。 （イ）　同一の室内又は場所において２以上の受信機が設けられている場合は、当該通話装置は省略できる。
	結線接続	目視及びドライバー等を用いて確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計を用いて確認する。	著しい腐食、損傷、断線等がないこと。
	附属装置	ガス漏れ表示試験により確認する。	ア　ガス漏れ信号が表示機（副受信機）等に適正に移報されること。 イ　相互に機能障害がないこと。 ※　ガス遮断機構等と連動している場合があるので注意すること。
	ガス漏れ表示	目視及び次の操作により確認する。 (1)　回線選択スイッチのあるもの ①　切替スイッチを試験側に入れる。 ②　遅延時間を有するものは、１回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③　自己保持機能を有するものは、１回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2)　回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。	ア　各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ　ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ　受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ　自己保持機能が正常であること。
	回路導通	回路導通試験により確認する。	ア　各回路ごとに試験用計器の指示値が所定の範囲内であること。 イ　確認灯（導通表示灯等）によるものにあっては、点灯すること。 ※　断線表示灯によるものにあっては断線時に点灯すること。
	故障表示	次の操作により確認する。 (1)　受信機、中継器又は検知器から電力を供給される方式の中継器にあっては、外部負荷に電力を供給	ア　中継器にあっては、受信機の音響装置及び故障表示灯が自動的に作動すること。 イ　検知器にあっては、受信機側で電源の停止が確認できること。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>する回路のヒューズを取り外し又はブレーカを遮断する。
(2)　受信機、中継器又は検知器から電力を供給されない方式の中継器は、主電源を遮断し、又は当該中継器から外部負荷に電力を供給する回路のヒューズを取り外し、若しくはブレーカを遮断する。
(3)　検知器の電源停止表示機能を有するものにあっては、当該検知器の主電源の開閉器等において遮断する。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">予　備　品　等</td><td>目視により確認する。</td><td>ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ検知器</td><td colspan="2">外　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>警戒状況</td><td>未警戒部分</td><td>目視により確認する。</td><td>設置後の用途変更、間仕切変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>設置場所及び設置位置</td><td></td><td>取り付け場所、位置等が適正であること。

第11の2−1表　検知器の設置基準表
<table>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="2">1　点検に便利な場所であること。
2　次に掲げる場所には設けられていないこと。
(1)　出入り口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所
(2)　換気口の空気の吹出し口から1.5m以内の場所
(3)　ガス燃焼機器（以下「燃焼器」という。）の廃ガスに触れやすい場所
(4)　検知器の機能の保持が著しく困難な場所</td></tr>
<tr><td>設置位置</td><td>空気に対する比重が１未満のガスの場合</td><td>1　燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離８ｍ以内に設けてあること。ただし、天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		燃焼器側又は貫通部側に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 2　温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けてあること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。 3　燃焼器又は温泉の採取のための設備が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等との間の天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等から最も近いものの付近に設けてあるもの。 4　検知器の下端は、天井面等の下方 0.3m以内の位置に設けてあること。
	空気に対する比重が1を超えるガスの場合	1　燃焼器又は貫通部から水平距離で4m以内に設けてあること（燃料用ガスが使用されるものに設ける場合に限る。）。 2　温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けられていること。この場合において、ガス濃度を指示するための装置が防災センター等常時人のいる場所に設けられていること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設ける場合に限る。）。 3　検知器の上端は、床面の上方 0.3m以内のなるべく

				低い位置に設けてあること。 その他検知対象ガスの性状等に応じて設けられていること。
		適　応　性		空気に対する検知対象ガスの比重に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。
		機能障害		機能障害のおそれのある塗装、覆い等がされていないこと。
	作　　　動　　　等		(1)　試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2)　試験対象個数 ①　検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、１回線ごとに設置個数５個あたりについて１個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ②　製造者の表示する有効期限を超過したものにあっては、すべて試験を行うこと。	ア　中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ　受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(ア)　試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が１未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が１を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (イ)　濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね４分の１（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあっては、警報設定値（爆発下限界の10分の１）の1.6倍以下）とすること。 (ウ)　作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次のａ及びｂに定める時間を差し引いた時間が60秒以内であること。 ａ 中継器を介する場合は５秒 ｂ (d)の場合は20秒 (a)　検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b)　前（a）以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c)　前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間

(d)　前(a)、(b)及び(c)以外のもの

試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間

(ｴ)　点検を抜き取りにより行う場合は、**第 11 の 2−2 表**によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。

(ｵ)　抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。

(ｶ)　裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。

第 11 の 2−2 表　検知器の抜き取り表

1回線の検知器設置個数	検知器の抜き取り個数
1～5	1
6～10	2
11～15	3
16～20	4
21～25	5
26～30	6
31 以上	20%相当数（端数切り上げ）

警報装置	音声警報装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		増幅部、操作部	押しボタン等を操作し、放送を行い作動状況を確認する。	ア　作動が確実であり、音声による放送が正常に行えること。 イ　作動表示灯、モニター等が正常に表示されること。 ウ　電圧計及び出力計が正常に作動すること。 エ　ヒューズ類は、損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		音圧等	放送を行い確認する。	音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械の音等と区別して聞き取れること。
	ガス漏れ表示灯		検知器の作動試験において、点灯状況を確認する。	ア　変形、損傷、脱落又は周囲に視認障害となるものがないこと。 イ　著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 ウ　作動した検知器の設けられている区域等が容易に識別できること。
	検知区域	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

	警報装置	取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	検知器を作動させ鳴動状況を確認する。	ア　規定の音圧以上であり、音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。 イ　一の検知器が有効にガス漏れを検知できる区域内の各部分において有効に聞き取れること。
		鳴動区域	検知器を作動させ確認する。	鳴動区域が適正であること。

3　総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法
同時作動	２回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
検知区域警報装置の音圧	検知器を作動させ、検知区域警報装置を鳴動した場合に、当該装置の中心から前方１ｍ離れた位置で指示騒音計（Ａ特性）を用いて、規定の音圧が得られるか確認する。この場合、ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。	音圧は、70ｄＢ以上であること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の検知器を作動させ確認する。 ※　非常電源に代えて予備電源で実施してもよい。	燃料用ガスが使用されるものに設けられている場合にあっては、中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること（温泉の採取のための設備が設置されているものに設けられている場合にあっては、ガスの濃度を指示するための装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であること。）。

第 13　消防機関へ通報する火災報知設備

１　一般的留意事項

(1) 専用又は利用度の低いアナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチが接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認すること。

(2) 回線の契約形態の変更の有無を確認すること。

(3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。

２　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法
火災通報装置	予備電源	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
		電圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。	電圧計等の指示が適正であること。
		切替装置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充電装置	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ　作動状況が適正であること。
	本体	周囲の状況	目視により確認する。	ア　使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外形	目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
		表示	目視により確認する。	ア　取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ　変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　銘板等がはがれていないこと。 オ　特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。

		予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動機能		手動起動装置を操作して確認する。	起動信号が正常に送出されたことが、試験装置に可視表示又は可聴音で表示されること。
		優先通報機能		火災通報装置が接続されている電話回線を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。
		通報頭出し機能		手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されていること。
		蓄積音声情報		手動起動装置を操作して、試験装置の消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。
		再呼出し機能		試験装置の消防機関側の電話機を通話中の状態にし、手動起動装置を操作して確認する。	自動的に再呼出しすること。
		通話機能等（特定火災通報装置を除く。）	消防機関側からの呼返し	手動起動装置を操作して確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に 5 秒間電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号により応答し、通話することができること。
			不応答時の通報継続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側からの呼返しが送出されない場合において、繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。
			切替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受話器側と切り替えて通話することができること。
			通話中断時の呼返し		通報中に強制的に電話回線を開放した場合において、消防機関側からの呼返し信号が送出された場合に、火災通報装置側で応答し通話できること。
		通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行	手動起動装置を操作して確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
			切替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
			電話回線の保持		通報中に開放操作により電話回線が開放されないこと。
		モニター機能		電話回線を捕捉せずに手動起動装置を操作して確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。
	遠隔起動装置（遠隔起動装置を有	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表示		目視により確認する。	ア　名称、操作内容等の表示が適正にされていること。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">する火災通報装置に限る。）</td><td colspan="2"></td><td></td><td>イ　変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">起　動</td><td>押しボタン等の操作により確認する。</td><td>起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあっては、正常に点灯すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）</td><td rowspan="4">発信機</td><td colspan="2">周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">機　能</td><td>押しボタン等を操作して確認する。</td><td>発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">結線接続</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標　識</td><td rowspan="2">標識板</td><td>外　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。</td></tr>
<tr><td>常夜灯</td><td>目視により確認する。</td><td>正常に点灯していること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">標識灯</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。</td></tr>
</table>

第 14　非常警報器具及び設備

1　一般的留意事項

(1)　複合装置に内蔵している起動装置、ベル及びサイレン、表示灯については、それぞれの点検項目により行うこと。

(2)　連動停止スイッチが設けられているものにあっては、連動停止にしておき、音声警報音又は火災音信号が鳴動することによって起動信号を確認すること。

(3)　音声警報音にあっては、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して、感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うものがあること。

(4)　地区音響装置を省略している自動火災報知設備と連動しているものにあっては、当該自動火災報知設備の鳴動方式によること。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示		目視により確認する。	所定の電圧及び容量の表示が適正にされていること。
	端子電圧		非常電源試験スイッチ等を操作し、電圧計又は回路計により確認する。	電圧計等の指示値が規定値（電圧計にあっては、赤線目もり）以上であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置		常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置		目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等があるかないかを確認すること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
非常ベル及び自動式サイレン	起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視により確認する。	変形、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
		機能	押しボタンの操作により確認する。	音響装置が正常に鳴動すること。

	操作部及び複合装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 第１４－１図　操作部及び複合装置の例
		表示	目視により確認する。	ア　スイッチの名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
		電圧計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。

		スイッチ類	目視及びドライバー等により確認する。	ア　端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継　電　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		表　示　灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視又はドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接　　地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	ベル及びサイレン	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音　圧　等	起動装置の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して明瞭に聞き取れること。 ※　他の機械等の音がある部分に設けられたものにあっては、音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴　　動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア　一斉鳴動の場合 起動装置の操作により全館の音響装置が一斉に鳴動すること。 イ　区分鳴動の場合 地階を除く階数が５以上で延べ面積が 3,000 ㎡を超える防火対象物に設ける音響装置は次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 (ｱ) 出火階が２階以上の場合 出火階とその直上階 (ｲ) 出火階が１階の場合 出火階とその直上階及び地階 (ｳ) 出火階が地階の場合 出火階とその直上階及びその他の地階 ウ　相互鳴動の場合 ２以上の操作部又は複合装置が設けられている防火対象物の音響装置は、いずれの操作部又は複合装置からも鳴動できること。

				エ　再鳴動の場合 再鳴動機能を有する音響装置は、機能が正常であること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できること。
放送設備	起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　起動装置である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		外形	目視により確認する。	変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		押しボタン等	押しボタンの操作により確認する。	操作部において音声警報音又は火災音信号を発すること。
		自動火災報知設備の発信機及び非常電話	音声警報音を発しないものは、非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、火災音信号が鳴動すること。 第１４－２図　非常電話（子機）の例
			音声警報音を発するものにあっては、自動火災報知設備の発信機又は非常電話（子機）の操作により確認する。	放送設備が確実に起動し、感知器発報放送を行った後、自動的に火災放送が行われること。

			非常電話及び操作部（親機）の操作により確認する。	操作部（親機）の呼出し音が鳴動し、相互通話が明瞭にできること。 第１４－３図　非常電話（親機）の例
			２以上の非常電話の操作により確認する。	操作部において任意の選択が確実に行われ、選択された以外の非常電話には話中音が流れること。
		自動火災報知設備との連動（連動する放送設備に限る。）	自動火災報知設備を作動させて確認する。	ア　音声警報音を発しないものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、火災音信号又は音響装置が鳴動すること。 イ　音声警報音を発するものは、火災信号を受信した場合、自動的に放送設備が起動し、感知器発報放送を行い、感知器発報放送後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送を行うこと。 (ｱ)　発信機又は非常電話からの信号 (ｲ)　火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあっては、第１報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号 (ｳ)　非常起動スイッチ又は火災放送スイッチの起動した旨の信号 (ｴ)　放送設備で設定された時間が経過した旨の信号 ウ　出火階表示灯が点灯すること。 エ　出火階表示灯は、火災信号が復旧するまで点灯していること。 オ　相互に機能障害がないこと。
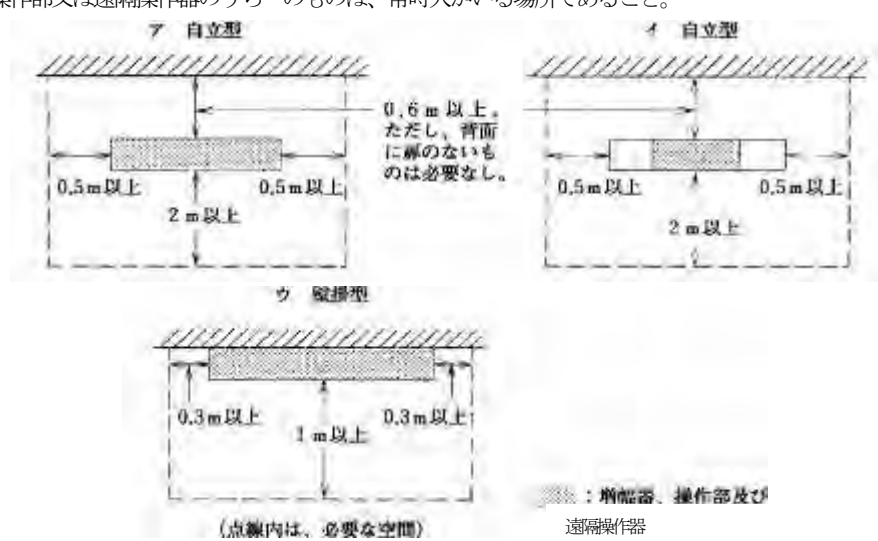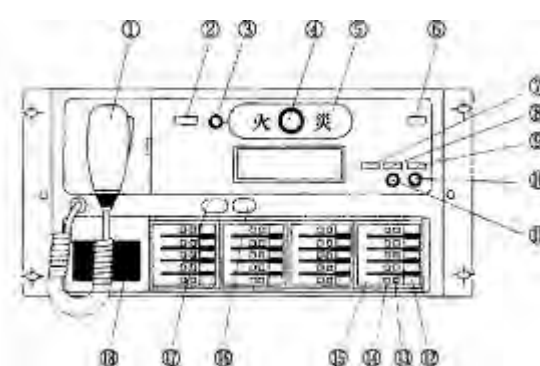
	増幅器、操作部及び遠隔操作器	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。 イ　操作部又は遠隔操作器のうち一のものは、常時人がいる場所であること。 第１４－４図　使用上及び点検上必要な空間の例
		外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。 第１４－５図　操作部及び遠隔操作器の例

第１４－４図　使用上及び点検上必要な空間の例

① マイクロホン
② 主電源表示装置
③ 非常復旧スイッチ
④ 非常起動スイッチ
⑤ 火災表示
⑥ 発報連動停止表示
⑦ 発報放送表示
⑧ 火災放送表示
⑨ 非火災放送表示
⑩ 非火災放送スイッチ
⑪ 火災放送スイッチ
⑫ 放送階選択スイッチ
⑬ 階別作動表示／短絡表示
⑭ 出火階表示
⑮ 表示カード
⑯ 放送復旧スイッチ
⑰ 一斉放送スイッチ
⑱ モニタースピーカー

第１４－５図　操作部及び遠隔操作器の例

		表　　示	目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
		電　圧　計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
		スイッチ類	目視及び開閉操作により確認する。	ア　端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		保　護　板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
		ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継　電　器	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		計　器　類	電圧計及び出力計をスイッチ等の操作及び放送することにより確認する。	指針の作動が正常であること。
		表　示　灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
		結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接　　地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
		回路選択	階別選択スイッチは報知区域ごとに操作し、また、一斉放送スイッチを操作することにより確認する。	選択された回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
		２以上の操作部又は遠隔操作器（２以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）	操作部又は遠隔操作器を相互に作動させることにより確認する。	一の操作部又は遠隔操作器を作動させた場合、相互の機能が正常であり、報知区域並びに操作部又は遠隔操作器の表示が適正であること。
			同時に通話できる設備により確認する。	相互の呼出し及び通話が明瞭であること。

		遠隔操作器の連動（遠隔操作器を設けている放送設備に限る。）	操作部及び遠隔操作器のいずれかの操作スイッチを操作することにより確認する。	ア　操作部及び遠隔操作器の継電器、モニタースピーカー、出力計等が正常に作動すること。 イ　遠隔操作器の起動操作により、一斉放送が確認できること。 ウ　遠隔操作器の回路選択スイッチの操作により任意の階に放送できること。 エ　遠隔操作器のモニタースピーカーにより、放送内容の確認ができること。 ※　モニタースピーカーが内蔵されていないものにあっては同一室内に設けられたスピーカーでモニターできること。
		非常用放送切替	一般放送状態にしておき、非常用放送を行うことにより確認する。	一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。（地震動予報等に係る放送（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）第 25 条の２第２項第３号リに規定するもの）であって、放送に要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）
		地震動予報等に係る放送切替（地震動予報に係る放送を行う放送設備に限る。）	地震動予報等に係る放送状態にしておき、火災放送を行うことにより確認する。	地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うこと。
		回路短絡	警報音を放送した状態で、回路短絡を行うことにより確認する。	短絡した回路にあっては、短絡保護回路が遮断し、かつ、短絡した旨の表示がされるとともに、他の回路には異常がなく放送されていること。 ※　遠隔操作器にあっては、中央管理室に設けるものを除きスピーカー回路の短絡の有無を表す表　示装置は一括でもよい。
		音声警報音（音声警報音を発する放送設備に限る。）	起動操作することにより確認する。	感知器発報放送、火災報放送及び非火災報放送の音声警報音に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※　音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。

		火災音信号（火災音信号を発する放送設備に限る。）	起動装置を操作することにより確認する。	火災音信号に著しい歪み及び音圧低下がないこと。 ※　音響装置を付加したものにあっては、「連動停止」の状態で行うこと。
		マイクロホン（音声警報音を発する放送設備に限る。）	操作部等において音声警報音を鳴動させてマイクロホンによる放送を行うことにより確認する。	マイクロホンによる放送の起動と同時に音声警報音が停止すること。また、マイクロホンによる放送が終了と同時に、音声警報音が鳴動開始すること。
		予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	スピーカー	外　　形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態	目視により確認する。	脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音　圧　等	操作部又は遠隔操作器の操作により確認する。	音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。
		鳴　　動	所定の操作により、鳴動方式を確認する。	ア　一斉鳴動の場合 　全館のスピーカーが一斉に鳴動すること。 イ　区分鳴動の場合 　次に示す区分鳴動ができるとともに、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、自動的に全館一斉鳴動すること。 (ア) 出火階が２階以上の場合 　出火階とその直上階 (イ) 出火階が１階の場合 　出火階とその直上階及び地階 (ウ) 出火階が地階の場合 　出火階とその直上階及びその他の地階 ウ　相互鳴動の場合 　２以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている防火対象物のスピーカーは、いずれの操作部又は遠隔操作器からも鳴動できること。 エ　再鳴動の場合 　再鳴動機能を有するものは、機能が正常であること。

		音量調整器	非常放送状態で音量調整器を操作して確認する。	音量調整器の調整位置にかかわらず、非常用放送が有効に行われること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
警鐘及びゴング等	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	機能		聞き取りにより確認する。	有効に報知できること。

３　総合点検

ベル、サイレン、スピーカーでボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定すること。

点検項目	点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
音響装置及びスピーカーの音圧	音響装置及びスピーカーの取り付けられた位置の中心から前面１mの位置で騒音計（A特性）により確認する。	ア　ベル及びサイレンの音圧が90dB以上であること。 イ　スピーカーの音圧は、L級で92dB以上、M級で87dB以上、S級で84dB以上であること。ただし、音声警報音を発しないものは、90dB以上であること。 ウ　音声警報音を発する放送設備のスピーカーの音圧は、第２シグナルにより測定すること。
総合作動	非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部の非常放送スイッチを操作し又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信することにより確認する。	火災表示及び音響装置並びにスピーカーの鳴動が正常に行われること。 ※　非常電源に切り替える場合は、常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断して行うこと。

第16　誘導灯及び誘導標識

機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
誘導灯	外箱及び表示面	種類	目視により確認する。	ア　避難口誘導灯 (ｱ) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (ｲ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ｳ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (ｴ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 イ　通路誘導灯 (ｱ) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (ｲ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ｳ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (ｴ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 ウ　客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。
		視認障害等	目視により確認する。	ア　所定の位置に設置されていること。 イ　誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ　誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ　防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。
		外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ　取付状態が適正であること。 ※　表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
		表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
		機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	ア　不点灯、ちらつき等がないこと。 イ　定格の時間、非常点灯するかを確認する。 ※(ｱ) ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a　個別制御方式のもの：非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。 b　集中制御方式のもの：非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (ｲ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。 a　各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b　点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。
	光源		目視により確認する。	ア　汚損、著しい劣化、ちらつき等がなく、正常に点灯していること。 イ　誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td colspan="2">点検スイッチ</td><td>目視及び所定の操作により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落等がないこと。
イ　常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒューズ類</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　損傷、溶断等がないこと。
イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">結線接続</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）</td><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。</td></tr>
<tr><td>結線接続</td><td>目視及びドライバー等により確認する。</td><td>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td>機能</td><td>手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。</td><td>ア　正常に点滅すること。
イ　正常な音声等が鳴動すること。
ウ　正常に点灯すること。（消灯型又は減光型に限る。）</td></tr>
<tr><td>制御装置（集中制御方式の自動点検機能のものに限る。）</td><td>機能</td><td>目視により確認する。</td><td>「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">誘導標識</td><td colspan="2">外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい汚損、脱落、はく離等がなく、識別が容易にできること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">視認障害等</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　所定の位置に設置されていること。
イ　誘導標識の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。
ウ　誘導標識の周囲には、これとまぎらわしいもの又はこれをさえぎる広告物、掲示物等がないこと。
エ　防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、個数が不足していないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">採光又は照明</td><td>目視により確認する。</td><td>識別に十分な採光又は照明があること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示面の輝度（消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第28条の２第１項第３号ハ並びに第28条の３第４項第３号の２及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第２号。以下「第２号告示」という。）第５第３号⑷に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）</td><td>目視及び輝度計により確認する。</td><td>劣化による輝度の減衰がないこと。</td></tr>
</table>

	設置場所の照度（規則第28条の２第１項第３号ハ並びに第28条の３第４項第３号の２及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、第２号告示第５第３号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。）		目視及び照度計により確認する。	設置場所において十分な照度を確保していること。
	ヒューズ類(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表　　示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
		機　　能	内蔵電源に切り替えて目視により確認する。	不点灯、ちらつき等がないこと。

第 19　連結散水設備
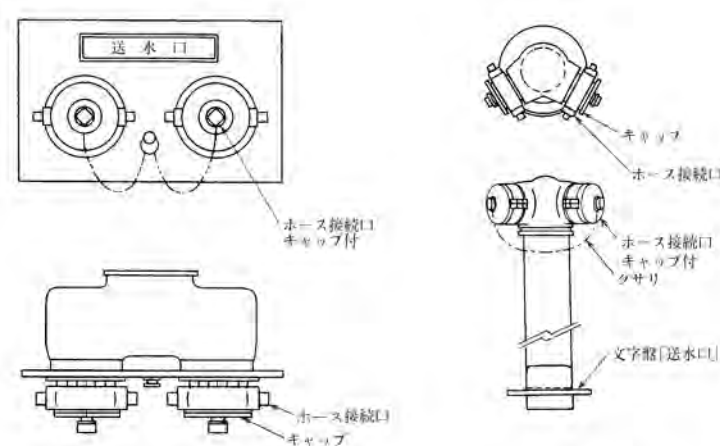
機器点検

点　検　項　目		点　検　方　法	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
送　水　口	周　囲　の　状　況	目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外　形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。 イ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 ウ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。 埋込み式双口形送水口（例）　スタンド式双口形送水口（例） 第 19－1 図　送水口の例
	本　体	目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具を用いて確認する。	ア　パッキンの老化、損傷等がないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。
	標識及び系統図	目視により確認する。	ア　連結散水設備の送水口である旨の標識並びに送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図が適正に設けられていること。 イ　標識等に損傷、脱落、汚損等がないこと。
選　択　弁	周　囲　の　状　況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	表　示	目視により確認する。	開閉方向及び選択弁である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正にされていること。
	外　形	目視により確認する。	漏れ、変形、損傷等がなく、操作部分に緩み、脱落等がないこと。
	機　能	開閉操作により確認する。	開閉操作が容易にできること。
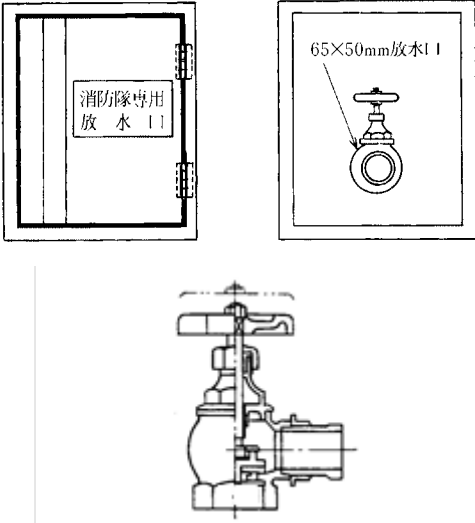
一斉開放弁（電磁弁等を含む。）	周囲の状況等	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれのない放水区域外等の場所に設けられているか又は耐熱保護板等による耐熱措置が適切に講じられていること。
	外形	目視及びドライバー等により確認する。	漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。
	機能	一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部の操作により確認する。	開閉機能が正常であること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	耐熱措置（配管の接続にフランジ継手を用いるものに限る。）	目視により確認する。	ア　配管の継手及びバルブ類の耐熱措置に脱落、破損等がないこと。 イ　耐熱措置が適正に講じられていること。
	バルブ類	目視及び操作により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
散水ヘッド	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 イ　閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものにあっては、漏れがないこと。
	散水分布障害	目視により確認する。	ヘッドに散水分布の障害となる塗装、異物の付着等がなく、かつ、周囲に散水分布の障害となるものがないこと。
	感熱障害（閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）		ア　感熱を妨げるおそれのある塗装、異物の付着等がないこと。 イ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等による未警戒部分がないこと。 ※　散水に影響をあたえるヘッドとその周囲との関係は、スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの点検要領に準じること。
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

第 20　連結送水管

1　機器点検

点検項目			点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
送水口	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外形		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、異物が入っていないこと。 イ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 ウ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。 埋込み式双口形送水口（例）　スタンド式双口形送水口（例） 第 20－1 図　送水口の例
	本体		目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具により確認する。	ア　パッキンの老化、損傷等がないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。
	標識		目視により確認する。	ア　連結送水管の送水口である旨の標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
放水用器具格納箱等	放水用器具格納箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。
		標識	目視により確認する。	表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正に設けられていること。

ホース及びノズル	外形及び機能	ホース及びノズルを放水用器具格納箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。 イ　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
	ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから３年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を５分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年自治省令第27号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
放水口	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、漏水等がなく、ホースの接続に支障をきたさないこと。 イ　異物が入っていないこと。 消防隊専用 放水口 65×50mm放水口 第20－2図　放水口の例

			標識	目視により確認する。	ア　連結送水管の放水口である旨の標識が適正に設けられていること。 ※　放水用器具格納箱の上部に赤色の位置表示灯を設けるものにあっては、球切れ、損傷等の状況を確認すること。 イ　損傷、脱落、不鮮明等がないこと。
			開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	開閉操作が容易にできること。
加圧送水装置	電動機の制御装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示		目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
		電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
		開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
		ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		継電器		目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
		表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
		接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
		予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
			機能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
		遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　表示が適正であること。
			外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
			機能	押ボタン等の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が設けられているものにあっては点灯すること。

電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
	機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
	軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
	グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※　グランド部を全く漏水がない状態まで締め付けないこと。
	連成計及び圧力計	(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により指針の作動を確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
	性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
	減水警報装置	(1) 目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。
中間水槽等	中間水槽　外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	中間水槽　水状	目視及びバケツ等を用いて採水し確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がないこと。
	給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。

			(1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、手動操作によりボールを水中に没することにより減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	
	水位計		目視又は検尺により水位を測定し、水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷がなく、指示値が適正であること。 イ　確実に作動すること。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　排水管、補給水管等のバルブ類に漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
配管等	管及び管継手	外形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
		配管の耐圧性能(配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合及び屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。)	送水口から動力消防ポンプ又はそれと同等の試験を行うことができる機器を用いて送水した後、締切静水圧を3分間かけて確認する。 ※①　配管内の空気を排出した後、テスト弁を締め切ること。 ②　締切静水圧は、設計送水圧力（加圧送水装置を設けた場合は、締切圧力）とする。 ③　危険防止及び水損防止のため急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。 ④　乾式の場合は、次の事項に留意すること。 a　充水に先立ちテスト弁を除きすべての放水口等が閉止状態にあることを確認すること。 B　寒冷地で凍結の恐れがある場合は、点検終了後、配管内の排水を十分に行うこと。 ⑤　加圧送水装置を設けている場合の一次側の圧力は、ポンプの設計押込圧力以下とすること。	送水口本体、配管、接続部分、弁類等の変形、漏水等がないこと。

	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が適正であり、開閉操作が容易にできること。
	ろ過装置	目視及び分解して確認する。	ろ過網の漏れ、変形、損傷、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管	ポンプを締切運転させて、逃し水量を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q=\frac{4Ls\cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ/min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW 時あたりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇限度） ※　逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
耐震措置		中間水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
加圧送水装置	非常電源に切り替えた状態で、直接操作部又は遠隔操作部の操作により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	加圧送水装置が確実に作動すること。
電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動、発熱等がないこと。 ※　ブースターポンプにおいて、逃し配管のないものにあっては、点検中の締切運転の場合、水温が異常に上昇しないうちに判定を行うよう留意すること。

第23　非常電源（非常電源専用受電設備）

1　一般的留意事項

非常電源として設置されている非常電源専用受電設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検はその施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いの下に行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うよう計画することが適当であること。

2　機器点検
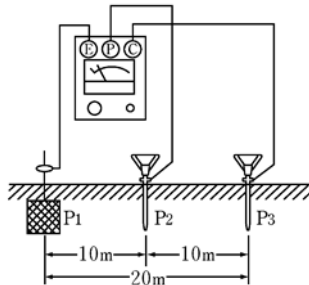
<table>
<tr><th colspan="2">点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法</th></tr>
<tr><td>設　置　状　況</td><td>周　囲　の　状　況</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　第23－１表に掲げる保有距離を有していること。
イ　キュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル式」という。)は、その前面に１ｍ以上の幅の空地を有していること。
ウ　キュービクル式を屋外に設ける場合は、キュービクル式自家発電設備以外の自家発電設備若しくはキュービクル式蓄電池設備以外の蓄電池設備又は建築物等から１ｍ以上隔離しているものであること。
エ　キュービクル式以外の受電設備（以下「その他の受電設備」という。）を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物又は工作物から３ｍ以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、３ｍ未満の水平距離でよい。
オ　その他の受電設備を室内に設ける場合は、不燃専用室内に設置されていること。
カ　アに規定する保有距離及びイに規定する空地内には、使用上及び点検上の支障となる物品が置かれていないこと。
キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。</td></tr>
</table>

第23－１表

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離	記　　　事
キュービクル式非常電源専用受電設備及びその他の受電設備の周囲	操　作　面	1.0m以上	
	点　検　面	0.6m以上	
	その他の面	0.2m以上	ただし、換気口を有しない面については、この限りでない。
配電盤及び分電盤	操　作　面	1.0m以上	ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、1.2m以上
	点　検　面	0.6m以上	ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。
変圧器 コンデンサ	点　検　面	0.6m以上	ただし、点検を行う面が相互に面する場合は、1.0 m以上
	その他の面	0.1m以上	

	区　　画　　等	目視により確認する。	ア　キュービクル式の外箱及び扉は、変形、損傷、著しい腐食及び塗料のはく離がなく、計器窓・検針窓の窓ガラス類は損傷していないこと。 イ　扉の施錠装置は、変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ　不燃専用室は、コンクリート、レンガ、鉄鋼、瓦、モルタル、しっくい等に損傷、脱落、ずれ、劣化、はく離がなく、フェンス等に変形、損傷、腐食等がないこと。また、防火扉には、変形、損傷、著しい腐食、剥離がなく、窓ガラス類は損傷していないこと。
	水　の　浸　透	目視により確認する。	水が浸透して機能に障害を及ぼすおそれがないこと。
	換　　　　気	目視及び手動運転により確認する。	ア　換気口等の開口部に直径10㎜の丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。 イ　機械換気装置が設けられている場合は、その運転が適正であるかどうかを手動運転により確認し、異常がないこと。 ウ　キュービクルの箱内及び不燃専用室内の温度は40℃以下であること。
	照　　　　明	目視及び照度計により確認する。	ア　使用上及び点検上必要な照明設備は、正常に点灯すること。 イ　照度は、盤面で100Lx以上、その他の箇所で50Lx以上であること。
	標　　　　識	目視により確認する。	「変電設備」等の標識に汚損、損傷等がなく、見やすい状態で取り付けられていること。
高圧受電盤（キュービクル式の高圧部分を除く。）及び配分電盤	外　　　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、はく離等がないこと。 イ　非常電源回路に用いる配線用遮断器（以下「ＭＣＣＢ」という。）及びＭＣＣＢから電線引出口までいたる配線に、耐火電線又はＭＩケーブル以外の電線を用いた場合、防火のために設けた隔壁に変形、損傷、著しい腐食、脱落等がないかどうかを確認し、異常がないこと。
	表　　　　示		ア　キュービクル式の場合 (ｱ)　キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第７号、以下「７号告示基準」という。）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。 (ｲ)　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定証票が貼付されていること。 (ｳ)　配電盤面に「非常電源確認表示灯」、「非常用電源」、「点検灯用コンセント」等非常電源として必要な事項についての表示が付されていること。 イ　配分電盤の場合 (ｱ)　配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。 (ｲ)　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定証票が貼付されていること。 ウ　その他の受電設備の場合 (ｱ)　７号告示基準に示されている表示が見やすい位置に行われていること。 (ｲ)　高圧の受電盤側に「高圧危険」等の表示及び人が容易に触れないための防護がなされていること。 (ｳ)　配電盤面に「非常電源確認表示灯」、「非常用電源」、「点検灯用コンセント」等非常電源として必要な事項についての表示が付されていること。

	計器類		ア　変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。 イ　正常に作動すること。
	開閉器及び遮断器（低圧のものに限る。）		ア　容量は負荷に対して適正なものであること。 イ　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置(「入」、「切」、「ON」、「OFF」)及び開閉機能が正常であること。
	表示灯		非常電源確認表示灯及びその他の表示灯のグローブ及びレンズに損傷等がなく、正常に点灯すること。
	ヒューズ類（低圧のものに限る。）		損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器（低圧のものに限る。）		ア　端子の緩み、脱落、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　設定値が適正であり、機能が正常であること。
変圧器		目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏油、異臭、過熱等がないこと。 イ　モールド形の場合は、モールド部の損傷・汚損がないこと。
コンデンサ		目視により確認する。	変形、損傷、漏油、異臭、過熱等がないこと。
開閉器及び遮断器		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置(「入」、「切」、「ON」、「OFF」)及び開閉機能が正常であること。 イ　容量は負荷に対して適正なものであること。
接地（低圧のものに限る。）		目視により確認する。	著しい腐食、断線、損傷等がないこと。
結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	ア　引込みケーブルの端末処理部に変形、損傷、ひび割れ及び切断等がないこと。 イ　機器の端子部に緩み、変色、脱落及び過熱等がないこと。 ウ　電線、中性線等の締付部に緩み、脱落、損傷、変色等の異常がないこと。 エ　充電部にカバー又はテープ巻が施され、露出していないこと。
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食、ナットの緩み等がないこと。
予備品等（低圧のものに限る。）		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品及び回路図、取扱説明書等が備えてあること。

3　総合点検

<table>
<tr><th>点検項目</th><th>点検方法</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td>接　地　抵　抗</td><td>接地抵抗測定器により測定し、確認する。

第23－１図　接地抵抗測定方法例</td><td>第23－２表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる数値であること。</td></tr>
</table>

第２３－２表

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">接地抵抗値</th></tr>
<tr><th colspan="2">電圧の種別による機器</th><th>接地工事の種類</th><th>接地線の種類</th></tr>
<tr><td colspan="2">高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</td><td>Ａ　種</td><td>引張り強さ1.04kＮ以上の金属線又は直径2.6㎜以上の軟銅線</td><td>10Ω以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）</td><td>Ｂ　種</td><td>引張り強さ2.46kＮ以上の金属線又は直径４㎜以上の軟銅線（高圧電路又は電気設備の技術基準の解釈第108条に規定する特別高圧架空電線路の電路と低圧電路とを変圧器により結合する場合は、引張り強さ1.04kＮ以上の金属線又は直径2.6㎜以上の軟銅線）</td><td>計算値
（注１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧計器用変成器の２次側一端子</td><td rowspan="2">Ｄ　種</td><td rowspan="3">引張り強さ0.39kＮ以上の金属線又は直径1.6㎜以上の軟銅線</td><td rowspan="2">100Ω以下
（注２）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱</td><td>300Ｖ以下のもの。ただし、直流電路及び150Ｖ以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。</td></tr>
<tr><td>300Ｖを超えるもの</td><td>Ｃ　種</td><td>10Ω以下
（注２）</td></tr>
</table>

（注1）　変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の１線地路電流のアンペア数で150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000Ｖ以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150Ｖを超えた場合に、１秒を超え２秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000Ｖ以下の特別高圧電圧を遮断する装置を設けるときは300、１秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000Ｖ以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは600）を除した値に等しいオーム数

（注2）　低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に 0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは、500Ω

※(ｱ)　電源を確実に遮断し、更に検査電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから設置極抵抗値を測定すること。

(ｲ)　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができ

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">絶縁抵抗</td><td>絶縁抵抗測定器により測定する。</td><td>第23－３表に示す値であること。

第23－３表　絶縁抵抗値
<table><tr><td colspan="2">電路の使用電圧の区分</td><td>絶縁抵抗値</td></tr><tr><td rowspan="2">300Ｖ以下</td><td>対地電圧150Ｖ以下</td><td>0.1 ＭΩ</td></tr><tr><td>対地電圧150Ｖを超え300Ｖ以下</td><td>0.2 ＭΩ</td></tr><tr><td colspan="2">300Ｖを超えるもの</td><td>0.4 ＭΩ</td></tr><tr><td colspan="2">3,000Ｖ高圧電路</td><td>3.0 ＭΩ</td></tr><tr><td colspan="2">6,000Ｖ高圧電路</td><td>6.0 ＭΩ</td></tr></table>※　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護継電器等</td><td>継電器用試験器を用いて確認する。</td><td>作動状況が適正であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高圧又は特別高圧の非常電源専用受電設備</td><td>開閉器及び遮断器</td><td>手動又は継電器の作動等により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。
イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
ウ　容量は負荷に対して適性であること。</td></tr>
<tr><td>ヒューズ類</td><td>目視により確認する。</td><td>損傷、溶断等がなく、所定の容量のものが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>接地</td><td>接地抵抗測定器により確認する。</td><td>著しい腐食、断線、損傷等がなく、接地抵抗値が適正であること。</td></tr>
</table>

第２４　非常電源（自家発電設備）

１　一般的留意事項

非常電源として設置されている自家発電設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検はその施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うように計画することが適当であること。

２　機器点検

点検項目		点　検　方　法	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
設置状況	周囲の状況	目視により確認する。	ア　第24－1表に掲げる保有距離を有していること。 イ　キュービクル式自家発電設備は、その前面に1m以上の幅の空地を有していること。 ウ　キュービクル式自家発電設備を屋外に設ける場合は、キュービクル式以外の非常電源専用受電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等から1m以上離れていること。 エ　キュービクル式以外の自家発電設備を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は3m未満の水平距離でよい。 オ　キュービクル式以外の自家発電設備を室内に設ける場合は、不燃専用室に設置されていること。 カ　アに規定する保有距離及びイに規定する保有空地内には、使用上及び点検上の障害となる物品が置かれていないこと。 キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれがある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

第24－1表　自家発電設備の保有距離

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離	記　　事
自家発電装置	相互間	1.0m以上	
	周　囲	0.6m以上	
制御装置	操作面	1.0m以上	
	点検面	0.6m以上	点検に支障とならない部分については、この限りでない
	換気面	0.2m以上	
燃料タンクと原動機	予熱する方式の原動機	2.0m以上	燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。
	その他の方式の原動機	0.6m以上	
キュービクル式の周囲	操作面	1.0m以上	
	点検面	0.6m以上	キュービクル式自家発電設備が屋外に設けられている場合、キュービクル式以外の受電設備、蓄電池設備、又は建築物等と相対する部分については1.0m以上

点検項目		点　検　方　法	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
設置状況	区　画　等	目視により確認する。	ア　発電機室（不燃専用室）の区画、防火戸等に変形、損傷、き裂、脱落等がないこと。 イ　キュービクル式自家発電設備のものにあっては、キュービクルの外箱、扉、換気口等に著しい変形、損傷がないこと。 ウ　屋外用キュービクル式自家発電設備のものにあっては、換気口に目づまりがなく、雨水等の浸入防止装置に変形、損傷等がないこと。 エ　発電機室（不燃専用室）に取り付けられているＩビーム、チェーンブロック等に、さび、取付ボルトの緩み等がなく、作動部の動きが円滑であること。
	水の浸透	目視により確認する。	発電機室（不燃専用室）内又はキュービクル内に、水の浸透、水たまり、冷却水配管等からの漏水等がないこと。
	換　　気	目視又は手動運転により確認する。	自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であること。

	照明		目視により確認する。	自家発電設備の使用上及び点検上に支障がない位置に配置されており、正常に点灯すること。 ※　移動灯とコンセント設備又は懐中電灯を用意すること
	標識		目視により確認する。	次に示す標識に汚損、損傷等がなく、見やすい状態で取り付けられていること。 ア「発電設備」 イ「少量危険物貯蔵取扱所」（該当する場合のみ）
表示			目視により確認する。	ア　自家発電設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に示されている表示が、見やすい位置になされていること。 イ　自家発電設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録を行った登録認定機関の認定証票が貼付されていること。 ウ　自家発電設備始動用蓄電池設備に「自家発電設備始動用」の表示がされていること。（該当する場合のみ）
自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）	原動機及び発電機		目視により確認する。	ア　原動機及び原動機付属の機器類に変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がなく、取付状態が正常であること。 イ　発電機出力端子、保護カバー等に変形、損傷、腐食等がないこと。 ウ　発電機の巻線部及び導電部周辺にじんあい、油脂等による汚損がなく、周辺が乾燥状態にあること。 エ　発電機のスペースヒータ及び回路に断線、過熱等がないこと。 ※　発電機の巻線部及び導電部周辺に汚損がある場合は、圧縮空気、真空掃除機等を使用して清掃すること
	冷却装置	ラジエータ、配管等	目視により確認する。	ア　ラジエータ本体に変形、損傷、腐食、漏水等がないこと イ　ラジエータ内部に汚損、つまり等がないこと。 ウ　冷却水に著しい汚れ又は腐敗等がなく、所定の水量があること。 ※　ラジエータ内部に汚れがある場合は、内部洗浄を指示すること。洗浄の方法は、ラジエータ内に洗浄剤を添加し、所定時間洗浄運転を行い、排水の上、新しい冷却水を給水する。
		冷却ファン	目視及び触手により確認する。	冷却ファンに変形、損傷、腐食及びファン駆動用Ｖベルトに緩み、損傷等がなく、円滑に駆動すること。
	潤滑油類		目視により確認する。	ア　次の箇所の油量が、規定量満たされていること。 （ア）原動機の油受け （イ）過給機 （ウ）調速機 （エ）燃料ポンプ （オ）発電機の軸受け イ　発電機の軸受油脂に規定のものが使用され、規定量満たされていること。 ウ　製造者の指定する銘柄及び粘度のものが使用され、著しい汚れ、変質、漏れ等がなく、軽油、灯油等による著しい希釈がないこと。 ※　製造者の指定する種類、銘柄等と異なる場合は交換すること。
	その他の付属機器類		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等がないこと。
始動装置	始動用蓄電池設備		蓄電池設備の点検要領に準じて確認する。	ア　蓄電池設備に準じること。 イ　原則として、蓄電池設備の点検票を添付すること。
	始動用空気圧縮設備	外形	目視により確認する。	空気圧縮機、空気だめ（空気タンク）、空気制御盤等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		空気だめ	空気圧力は、空気だめ(空気タンク)等に取り付けられた圧力計により確認する。	空気圧力が、自動充気装置の上限値付近に保持されていること。
		潤滑油類	目視により確認する。	ア　空気圧縮機の軸受の潤滑油、グリース等の油脂量が規定量満たされていること。 イ　製造者の指定する銘柄及び粘度のものが使用され、著しい汚れ、変質等がないこと。
	始動用燃料（ガスを圧縮して原動機に供給する		目視により確認する。	燃料容器に変形、損傷、著しい腐食がなく、必要量が保有されていること。

<table>
<tr><td></td><td>ものに限る。）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">制御装置</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上支障となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>発電機盤</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　盤本体及び内部配線（母線、制御、操作、表示及びその他の配線）に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。
イ　励磁装置、自動電圧調整装置（AVR）等に変形、損傷、著しい腐食、じんあいの付着、接触不良、端子部の緩み等がないこと。</td></tr>
<tr><td>自動始動盤</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　盤本体及び内部配線（母線、制御、操作、表示及びその他の配線）に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。
イ　制御回路部、制御電源スイッチ、自動・手動の切替スイッチ、自動始動制御機器等に、変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食、汚損、過熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td>補機盤</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　盤本体及び内部配線（母線、制御、操作、表示及びその他の配線）に、変形、損傷、端子部の緩み、著しい腐食等がないこと。
イ　制御回路部、計器、継電器、電磁接触器、切替スイッチ、電源スイッチ、コンデンサ等に、変形、損傷、端子の緩み、著しい腐食、汚損、過熱等がないこと。
ウ　補機の運転が正常で、かつ、運転時の電流値が適正であること。</td></tr>
<tr><td>電源表示灯</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、球切れ等がなく、正常に点灯していること。</td></tr>
<tr><td>表示灯</td><td>目視及びランプチェック回路のあるものは、これを操作して確認する。</td><td>ア　表示灯に損傷、球切れ等がなく、取付け、接触状態等が良好であること。
イ　各状態、作動時における点灯の状態が正常であること。</td></tr>
<tr><td>開閉器及び遮断器</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、揖傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が自動運転待機状態として正常であること。
イ　開閉機能が正常であること。
ウ　容量は負荷に対して適正であること。</td></tr>
<tr><td>ヒューズ類</td><td>目視により確認する。</td><td>損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。</td></tr>
<tr><td>継電器</td><td>目視により確認する。</td><td>脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護装置</td><td>保護装置の各検出部を作動又は短絡させ、保護装置の動作により確認する。</td><td>保護装置の作動、表示及び警報が第24－2表のとおりで、かつ、正常であること。
※（ア）保護装置の作動で、小容量、低圧のもので、配線用遮断器（MCCB）を使用しているものは、遮断器が「断」とならない場合もあるが、差し支えない。
（イ）保護装置の作動値の確認は、過回転試験のように実作動でしか試験できないものは実作動で実施してよい。
（ウ）電力を常時供給するもので、運用上点検ができない項目にあっては点検を省略することができる。
第24－2表　保護装置の作動
<table>
<tr><th>項目</th><th>原動機停止</th><th>遮断器「断」</th><th>個別表示</th><th>警報</th><th>記事</th></tr>
<tr><td>過電流</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>過回転</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>冷却水断水又は冷却水温度上昇</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>水冷式のみ</td></tr>
<tr><td>タービン入口ガス温度上昇</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>ガスタービンのみ</td></tr>
<tr><td>空気だめ（空気タンク）圧力低下</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>空気始動式のみ</td></tr>
<tr><td>蓄電池液面低下</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>電気始動式で減液警報装置が設けられているもの</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>取り付けられいる保護項目の全てについて確認</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">計器類</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、指針の狂い、著しい腐食等がなく、指示のゼロ点に異常がないこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">燃料容器等</td><td>外　　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、漏油等がなく、所定の燃料が使用されていること。</td></tr>
<tr><td>燃料貯蔵量</td><td>目視により確認する。</td><td>定格出力における連続運転可能時間以上の運転に十分な貯蔵量があること。
※　ガスを燃料とするもので、燃料が安定して供給される場合を除く。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">冷却水タンク</td><td>外　　形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、漏水、内部のさび等がないこと。</td></tr>
<tr><td>水　　量</td><td>目視及び所定の操作により確認する。</td><td>ア　専用の冷却水タンクにあっては、定格出力で連続運転可能時間以上運転するに十分な水量が確保されていること。
イ　自動給水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排気筒</td><td>周囲の状況</td><td rowspan="3">目視により確認する。</td><td>周囲に可燃物が置かれていないこと。</td></tr>
<tr><td>外　　形</td><td>排気伸縮管、排気管、断熱覆等に変形、損傷、脱落、き裂等がなく、支持金具の緩み等がないこと。</td></tr>
<tr><td>貫通部</td><td>ア　貫通部の遮熱保護部の断熱材等に変形、損傷、脱落、き裂等がないこと。
イ　排気管の貫通部の支持部材の取付状態が適正であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配　　管</td><td>目視により確認する。</td><td>次の配管に変形、損傷、漏れ等がなく、支持金具の緩み等がないこと。
ア　燃料系統配管
イ　冷却水系統配管
ウ　潤滑油系統配管
エ　始動空気系統配管</td></tr>
<tr><td colspan="2">結線接続</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　ケーブル等の変形、損傷、ひび割れ、切断、端末処理部等に異常がないこと。
イ　温度検出用テープ、塗料等の変色、取付状態等に異常がないこと。（該当する場合のみ）
ウ　主回路、制御回路、補機回路等の配線に、端子の緩み、端子部保護覆いの損傷、テープ巻き保護部の損傷、断線、異常な温度上昇がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">接　　地</td><td>目視により確認する。</td><td>接地線の断線、接続部の端子の緩み、揖傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">始動性能
（電力を常時供給するものを除く。）</td><td>次の操作等により確認する。
(1)「試験スイッチ」等を手動操作し、停電発生と同じ状態で自動始動させる。
(2) 試験スイッチ「入」から、電圧確立及び切替信号送出するまでの時間（始動時間）をストップウォッチにより測定する。</td><td>ア　停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの自動始動動作がタイムスケジュール及びシーケンスどおりに完了すること。
イ　始動時間が、４０秒以内であること。
　ただし、自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）に準ずる蓄電池設備により電力が供給されるものは、この限りでない。
※（ア）始動補助装置のあるものにあっては、始動補助装置が作動している状態で始動試験を実施してよい。
（イ）始動時の動作時間測定例
　前回点検時の時間と比較して大差がないこと。
試験スイッチ「入」　原動機始動　電圧確立　切替信号送出
秒
秒
秒
（ウ）始動前の確認事項
　始動前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。
a　所定の始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）の確認
b　自動始動盤のスイッチが「自動始動」側になっているか。
c　原動機の運転ハンドルが、「始動」又は「運転」の位置にあるか。
d　次の機器の電源スイッチが「閉」になっているか。
（a）制御電源スイッチ
（b）補機電源スイッチ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>・セルモータ電源スイッチ
・充電装置の入出力電源スイッチ
・空気圧縮機用電動機電源スイッチ
・冷却水ポンプ用電動機電源スイッチ
・室内換気装置用電源スイッチ
e　燃料容器出口弁が「開」になっているか。
f　冷却水タンク出入口弁が「開」になっているか。
g　始動空気だめ（空気タンク）の常用側の主弁及び充気弁が「開」になっているか。
h　機械換気装置の操作回路が「自動運転」側になっているか。
i　始動補助装置のあるものは、始動補助装置が作動しているか。
j　接地線が確実に接続されていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">運転性能</td><td>無負荷で、5～10分運転し、運転状態等を測定し確認する。</td><td>ア　漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がないこと。
イ　発電機軸受にオイルリングがあるものは、その作動が円滑で十分潤滑が行われていること。
ウ　発電機にブラシがあるものは、ブラシ部に著しい火花が発生していないこと。
エ　回転速度は、定格回転速度（0～＋5%の範囲内）で、製造者の指定する値であること。
オ　無負荷時の電圧は定格電圧（±2．5%以内）であること。
カ　周波数は電圧確立までに安定すること。
キ　電圧計、周波数計の計器の指示値が適正で指針の作動が円滑であること。
ク　各部の温度、潤滑油圧力、冷却水圧、給気圧力等が、製造者の指定する値と大差ないこと。
※　電力を常時供給するもので、運用上運転が停止できないものにあっては実負荷で点検を行うことができ、運用上点検ができない項目にあっては点検を省略することができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">停止性能</td><td>手動停止</td><td rowspan="2">目視及び次の操作により確認する。
(1)「試験スイッチ」等により、復電と同じ状態で自動停止させる。自動停止ができない構造のものは「手動停止装置」を操作して停止させる。
(2)動作時間をストップウォッチにより確認する。</td><td rowspan="2">ア　タイムスケジュール及びシーケンスどおりに、自動停止作動が完了すること。
イ　ストップウォッチ等により確認したシーケンス並びに切替動作、機関停止及び運転待機への動作が正常であること。
ウ　手動停止装置による手動停止動作が確実に行われ、再始動しないこと。
エ　非常時の手動停止装置は赤色で、操作方法が明示されていること。
オ　自動停止動作が確実に行われること。
（ア）ガスタービンの場合は、回転低下中の回転変化が滑らかで、ガスタービン内部にこすれ音等の異常音が発生しないこと。
（イ）停止性能の確認後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。
※　電力を常時供給するもので、運用上運転が停止できないものにあっては点検を省略することができる。</td></tr>
<tr><td>自動停止（自動停止できる自家発電設備に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震措置</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　防振ゴム又はばねにひび割れ、変形、損傷、個々のたわみの差がないこと。
イ　ストッパー等の偏荷重、溶接部のはずれ等がないこと。
ウ　防振装置及びアンカーボルトに、変形、損傷、ナットの緩み等がないこと。
※　点検時に、すべての増締めを行うこと。
エ　可とう式管継手等には、変形、損傷、著しい腐食、漏れ、ゴム状のもののひび割れ等がなく、取付け状態が正常で、その寸法が適正であること。寸法の目安は、第24－3表のとおりとする。
第24－3表　可とう式管継手の長さ<table><tr><th>管の呼び（A）</th><th>長　さ（cm）</th></tr><tr><td>25未満</td><td>300</td></tr><tr><td>25以上　50未満</td><td>500</td></tr><tr><td>50以上</td><td>800</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">予備品等</td><td>目視により確認する。</td><td>ヒューズ、電球等の予備品及び回路図、取扱説明書等が備えてあること。</td></tr>
</table>

3　総合点検

<table>
<tr><th>点検項目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td>接 地 抵 抗</td><td>所定の接地抵抗計により測定し、確認する。
なお、測定方法は非常電源専用受電設備の点検要領に準じること。</td><td>接地抵抗値は、第24－4表に示す数値であること。なお、共通母線に接続されている場合は、その測定値を記録すること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。

第24－4表　接地抵抗
<table>
<tr><th colspan="4">区　　　分</th><th rowspan="2">接地抵抗値</th></tr>
<tr><th colspan="2">電圧の種別による機器</th><th>接地工事の種類</th><th>接地線の太さ</th></tr>
<tr><td colspan="2">高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</td><td>A 種</td><td>引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線</td><td>10Ω以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（中性点がない場合は低圧側の一端子）</td><td>B 種</td><td>引張り強さ2.46kN以上の金属線又は直径4mm以上の軟銅線（高圧電路又は電気設備の技術基準の解釈第133条に規定する特別高圧架空電線路の電路と低圧電路とを変圧器により結合する場合は、引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線）</td><td>計算値（注1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧計器用変成器の2次側の一端子</td><td rowspan="2">D 種</td><td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td><td rowspan="2">100Ω以下（注2）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱</td><td>300V以下のもの。ただし、直流電路又は150V以下の交流電路に設けるもので、乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td></td></tr>
<tr><td>300Vを超えるもの</td><td>C 種</td><td></td><td>10Ω以下（注2）</td></tr>
</table>
（注1）変圧器の高圧側の電路の1線地絡電流アンペア数で150（変圧器の高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、1秒を超え2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは600）を除した値に等しいオーム数
（注2）低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に電路を遮断する装置を施設するときは500Ω
※　電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され、安全であることを確認してから接地極の抵抗を測定すること。</td></tr>
<tr><td>絶 縁 抵 抗</td><td>次の機器及び回路について、それぞれ所定の絶縁抵抗計により確認する。
なお、測定方法は、配線の点検要領に準じること。
(1) 発電機関係
① 電機子巻線及び主回路（発電機出力</td><td>測定値は、第24－5表に示す数値以上であること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。
※　半導体、調整装置等の絶縁抵抗測定ができないものは除く。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td colspan="2"></td>
<td>回路の遮断器又は断路器の1次側まで)
② 界磁回路
③ 制御回路
(2) 機器及び配線
① 各種電磁弁及び同回路
② 始動補助装置用各種ヒータ及び同回路
(3) 電動機類
① 各種電動機及び同回路
② 始動電動機及び同回路</td>
<td>第24－5表 絶縁抵抗値
<table>
<tr><th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th><th>絶縁抵抗値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">300V以下</td><td>対地電圧150V以下</td><td>0.1MΩ</td></tr>
<tr><td>対地電圧150Vを超え300V以下</td><td>0.2MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">300Vを超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">3000V高圧電路</td><td>3.0MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">6000V高圧電路</td><td>6.0MΩ</td></tr>
</table></td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="3">始動装置</td>
<td>始動用蓄電池設備</td>
<td>蓄電池設備の点検要領(総合点検)に準じて確認する。</td>
<td>ア 蓄電池設備の点検要領(総合点検)に準じること。
イ 原則として蓄電池設備の点検票を添付すること。</td>
</tr>
<tr>
<td>始動用空気圧縮設備</td>
<td>次の操作により確認する。
(1) 安全弁の作動圧力
空気圧力を上げて確認する。
(2) 空気圧縮機
空気だめ(空気タンク)の圧力を低下させ、空気圧縮機の自動充気開始及び圧力低下の警報が出ることを確認する。
(3) 自動充気装置
空気圧力を加減して所定の圧力範囲の上限、下限で作動することを確認する。</td>
<td>ア 安全弁の吹出し圧力は、空気だめ(空気タンク)に刻印された最高使用圧力以下であること。
イ 空気だめ(空気タンク)の圧力が自家発電装置を連続して3回以上始動できる圧力以下に低下した場合に、空気圧縮機が自動的に作動すること及び圧力低下警報が出ること。
ウ 自動充気装置の作動状態が適正で、空気圧力値が、メーカ指定値の範囲内にあること。</td>
</tr>
<tr>
<td>始動補助装置</td>
<td>目視及び操作等により確認する。</td>
<td>取り付けられている装置の性能が、製造者の指示する値であること。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">保護装置</td><td>各装置の検出部を実動作で作動させて確認する。</td><td>保護装置の作動値が、設置時の試験結果の設定範囲であること。
第24−6表　保護装置の設定範囲
<table>
<tr><td rowspan="2">種　　類</td><td colspan="2">設　定　値</td><td rowspan="2">記　　事</td></tr>
<tr><td>内燃機関</td><td>ガスタービン</td></tr>
<tr><td>過電流</td><td colspan="2">定格電流の135%以下</td><td></td></tr>
<tr><td>過回転</td><td>定格回転速度の116%以下</td><td>定格回転速度の111%以下
多軸式の場合は116%以下</td><td></td></tr>
<tr><td>冷却水断水又は冷却水温度上昇</td><td>メーカ指定値以下</td><td></td><td>水冷式機関のみ</td></tr>
<tr><td>タービン入口ガス温度上昇</td><td></td><td>メーカ指定値</td><td>ガスタービンのみ</td></tr>
<tr><td>蓄電池液面低下</td><td colspan="2">メーカ指定値による</td><td>電気始動式で減液警報装置が設けられたもののみ</td></tr>
<tr><td>空気だめ(空気タンク)圧力低下</td><td colspan="2">メーカ指定値による</td><td>空気始動式のみ</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">メーカ指定値による</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負荷運転</td><td>運転状況</td><td>擬似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。</td><td>ア　運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
イ　運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。
※(ｱ)　擬似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者及び防火管理者と十分打合せを行って実施すること。
(ｲ) 負荷運転前の確認事項
負荷運転前に、設備全般にわたり次の事項を確認すること。
a　機器点検における始動試験の始動前の確認事項
b　原動機と発電機のカップリング部のボルト、ナットに緩みがなく、フレキシブルカップリングの緩衝用ゴムにひび割れ等の損傷がないこと。
c　原動機潤滑油の汚損がないことをオイル試験紙等で確認すること。
d　吸排気弁の開閉時期及び燃料噴射時期が製造者の指定値範囲であること。
e　燃料噴射弁の噴射状態が正常で、噴射圧力が製造者の指定値範囲であること。
f　燃料及び潤滑油こし器に異常なごみ、金属粉等のたい積がなく、損傷、変形等がないこと。
g　予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。
h　点火栓に変形、損傷、絶縁不良等がないこと。
i　継電器の本体、ケース、コイル、内部配線及び部品の損傷、主接点及び補助接点に接触不良、接点荒れ等の異常、円板と磁石間にじんあい、鉄粉等の付着がないこと。
(ｳ)負荷運転後の確認事項
a　負荷運転の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。
b　消費した燃料、冷却水が補給されることを確認すること。</td></tr>
<tr><td>換　　気</td><td>定格出力の30%以上の負荷運転中、発電機室内又はキュービクル内の換気の状況を室内温度等により確認する。</td><td>発電機室又はキュービクル内の自家発電装置の周囲温度が 40℃以内であること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">切替性能</td><td rowspan="2">運転切替性能</td><td>次の操作により確認する。
(1)「試験スイッチ」等により、停電と同じ状態を発生させる。
(2)常用運転から、非常用運転に切り替わるまでの時間（切替時間）を測定する。</td><td>常用運転から非常用運転への切り替え時間が４０秒以内であること。</td></tr>
<tr><td>目視及び次の操作により確認する。
(1)「試験スイッチ」等により、復電と同じ状態を発生させる。
(2)非常用運転から、常用運転に切り替わることを確認する。</td><td>非常用運転から常用運転への切り替えが確実に行えること。</td></tr>
<tr><td>蓄電池切替性能（自家発電設備から電力を供給するまでの間、蓄電池設備から電力を供給するものに限る。）</td><td>蓄電池設備から、自家発電設備に切り替わることを確認する。</td><td>電力供給が自家発電設備の電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。</td></tr>
<tr><td>始動用燃料切替試験（始動用燃料を用いるものに限る。）</td><td>始動用燃料から、通常の燃料に切り替わることを確認する。</td><td>燃料供給が自動的に始動用燃料から通常の燃料に切り替わること。</td></tr>
</table>

第２５　非常電源（蓄電池設備）

１　一般的留意事項

消防用設備等の非常電源として附置する蓄電池設備は、電気事業法による自家用電気工作物としての適用を受けるので、点検は、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いの下に行うことが望ましい。なお、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要なので、この点検と同時に行うように計画することが適当であること。

２　機器点検

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th>点検方法
（留意事項は※で示す。）</th><th>判定方法
（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td>設置状況</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　第25－１表に掲げる保有距離を有していること。
イ　キュービクル式蓄電池設備は、その前面に１m以上の幅の空地を有していること。
ウ　キュービクル式蓄電池設備を屋外に設ける場合は、キュービクル式以外の非常電源専用受電設備若しくはキュービクル式以外の自家発電設備又は建築物等から１m以上離れていること。
エ　キュービクル式蓄電池設備を屋外又は主要構造物を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合は、隣接する建築物若しくは工作物から３m以上の水平距離を有していること。ただし、隣接する建築物若しくは工作物の部分が不燃材料で造られ、かつ、建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、３m未満の水平距離でよい。
オ　キュービクル式以外の蓄電池設備を室内に設ける場合は、不燃専用室に設置されていること。
カ　アに規定する保有距離及びイに規定する保有空地内には、使用上及び点検上の障害となる物品が置かれていないこと。
キ　不燃専用室には、カに規定するもののほか、火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。</td></tr>
</table>

第25－１表　蓄電池設備の保有距離

<table>
<tr><th>構　造</th><th>設置場所</th><th colspan="2">保有距離を確保しなければならない部分</th><th>保有距離</th></tr>
<tr><td rowspan="3">キュービクル式のもの</td><td rowspan="3">不燃専用室（機械室等）</td><td colspan="2">操作面</td><td>1.0m以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検面</td><td>0.6m以上。ただし、キュービクル式以外の変電設備、発電設備又は建築物と相対する場合については1.0m以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の面</td><td>換気口を有する面については0.2m以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キュービクル式以外のもの</td><td rowspan="3">不燃専用室（蓄電池室）</td><td rowspan="3">蓄電池</td><td>列の相互間</td><td>0.6m以上。ただし、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては1.0m以上</td></tr>
<tr><td>点検面</td><td>0.6m以上</td></tr>
<tr><td>その他の面</td><td>換気口を有する面については0.2m以上</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td></td><td></td><td rowspan="3">充電装置・逆変換装置・直交変換装置</td><td>操　作　面</td><td>1.0m以上</td></tr><tr><td></td><td></td><td>点　検　面</td><td>0.6m以上</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他の面</td><td>換気口を有する面については0.2m以上</td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">蓄電池と充電装置を同一の室に設ける場合</td><td>充電装置を鋼製の箱に収納し、その前面に１ｍ以上の幅の空地を有すること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>区　　画　　等</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　不燃専用室の区画、防火戸等に著しい変形、損傷等がないこと。
イ　キュービクル式構造のものにあっては、外箱、外箱取付部品、扉、換気口等に著しい変形、損傷等がないこと。
ウ　屋外用キュービクル構造のものにあっては、換気口の目づまり、雨水等の浸入防止装置に著しい変形、損傷等がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>水の浸透</td><td>目視により確認する。</td><td>不燃専用室内又はキュービクル内に、水の浸透、水溜り等がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>換　　　　気</td><td>目視及び手動運転等により確認する。</td><td>ア　自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であること。
イ　室内の温度が40℃以下であること。</td></tr>
<tr><td></td><td>照　　　　明</td><td>目視により確認する。</td><td>蓄電池設備の使用上及び点検上に支障がない位置に配置されており、正常に点灯すること。
※　点検には、移動灯、コンセント設備又は懐中電灯を用意すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>標　　　　識</td><td>目視により確認する。</td><td>「蓄電池設備」の標識に汚損、損傷がなく見やすい状態で取り付けられていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蓄電池</td><td>外　　　　形</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　全セルについて電槽、ふた等に変形、損傷、著しい腐食、き裂、漏液等がないこと。
イ　全セルについて各種せん体、パッキン等に変形、損傷、著しい腐食、き裂、漏液等がないこと。制御弁式据置鉛蓄電池及び触媒栓の交換時期を確認し、期限内であること。
ウ　封口部にはがれ、き裂等がないこと。
エ　リチウムイオン蓄電池にあっては、単電池又はモジュール等に変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。
オ　架台、外箱に著しい変形、著しい損傷、腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td>表　　　　示</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
イ　蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定証票が貼付されていること。</td></tr>
</table>

電　解　液（リチウムイオン蓄電池を除く。）

(1) 比重及び温度

鉛蓄電池の電解液の比重及び温度は、比重計及び温度計による全セルについて確認する。

ただし、構造上電解液が確認できないものにあっては電解液比重及び温度の測定を省略することができる。この場合蓄電池表面温度を表面温度計により測定する。

※① 比重計は、JIS B 7525（比重浮ひょう）に規定された精度±0.005の浮ひょう又はこれと同等以上の精度をもつ比重計を使用すること。

② 温度計は、JIS B 7411（ガラス製棒状温度計（全浸没））に規定された精度±１℃の温度計又はこれと同等以上の精度をもつ温度計を使用すること。ただし、水銀温度計は使用しないこと。

(2) 電解液比重の測定方法は、次によること。

① 第25－１図に示すように、ゴム球を強く押さえてスポイトの先端を液中に挿入し、ゴム球の力を徐々に弱めてスポイト内に液を吸い込む。

② スポイト内の比重計（浮ひょう）が内部に触れないよう正しく浮かし、液の気泡の消えるのを待って拡大図に示すように液面の盛り上った上縁の比重計の目盛を読む。

第25－１図　電解液の比重の測り方

ア　電解液比重は、CS CS－E形では、1.205（20℃）以上、HS HS－E形では、1,230（20℃）以上で、各セル間に0.03以上の差がないこと。

イ　電解液温度（制御弁式据置鉛蓄電池は蓄電池表面温度）は、45℃以下で、各セルは全セルの平均値の±３度以内であること。

※(ｱ) 比重は、電解液の温度により変化するので、20℃に換算した値で適正かどうかを判定すること。標準温度（20℃）と実測温度との間に差があるときは、次の式により温度換算する。

$D_{20}=D_t+0.0007(t-20)$

D_{20} ：20℃における電解液比重

D_t ：t℃における電解液比重

T ：比重を測定したときの電解液温度（℃）

(ｲ) 比重は、第25－２図に示すように、放電の場合は放電量にほぼ比例して低下するが、充電の場合は充電量に比べて比重の上昇は少なく、充電終期にガスの発生量とともに攪拌されて急激に上昇するので、充電中の比重を測定しても充電量を判断することはできない。

また、充電終期電圧を低く、例えば2.3Ｖ／セルとした充電方式では、充電終期の電流が少ないため、ガスによる攪拌が行われず、自然拡散にまたなければならない。このため、この充電方式では、常温で約４週間、低温では約６週間経過した後の比重値によって判断する必要がある。

第25－２図　鉛蓄電池における放電及び充電時の電解液比重の推移の一例

(ｳ) アルカリ蓄電池の電解液比重は、充放電しても変化しないので、年１回、パイロットセルについて、トリクル充電又は浮動充電中の比重を測定し、製造者の指定する値以上であるかを確認することが望ましい。

	⑶ 電解液面 　全セルについて電解液の量を目視により確認する。	全セルの液面が、最高液面線と最低液面線の中間の範囲にあること。 ※⒜ 電解液は、鉛蓄電池では希硫酸を、アルカリ蓄電池では水酸化カリウム溶液を使用しているため、皮膚に付着すると炎症を起こし、機器に付着すると腐食、発錆させるおそれがあるので、十分注意して行うこと。 ⒤ 電解液が皮膚や被服に付着したときは、水で洗うこと。目に入ったときは、直ちに清水で十分洗い流したのち、すぐに医師の手当を受けること。 ⒰ 電解液を床にこぼしたときは、すぐ拭き取ること。 ⒠ 電解液の減少が著しいとき（液面が最高液面線より最低液面線まで低下するには、夏期でも２か月以上を要する。）又は少数のセルのみ減少が著しいときは故障と考え、蓄電池設備整備資格者に不良内容の修理又は整備を依頼する等適切な処置をとること。 ⒪ シール形蓄電池で、液面の点検ができないものにあっては、点検を省略することができる。
減液警報用電極 （リチウムイオン蓄電池を除く。）	目視により確認する。	変形、損傷、腐食、断線等がないこと。
液漏れ警報用電極（レドックスフロー電池に限る。）	目視により確認する。	変形、損傷、腐食、断線等がないこと。
総　電　圧	トリクル充電、浮動充電又は定電流定電圧充電中の蓄電池総電圧値を直流電圧計により確認する。 ※　直流電圧計は、JIS C 1102（直動式指示電気計器）に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器を使用すること。）	測定値は、製造者の指定する充電電圧値の±１％以内であること。 ※⒜ 鉛蓄電池、アルカリ蓄電池の充電電圧値は、１セルあたりのトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値とセル数との積とする。 ⒤ リチウムイオン蓄電池の充電電圧値は、セル又はモジュールあたりの浮動充電又は定電流定電圧充電電圧値と、直列接続されたセル数又はモジュール数との積とする。
セ　ル　電　圧	トリクル充電又は浮動充電中のセルの電圧値を直流電圧計により全セルについて確認する。ただし、リチウムイオン蓄電池、ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池にあってはこの点検を省略することができる。	測定値は、次に示す範囲内であること。 ア　すえ置鉛蓄電池は ＣＳ　ＣＳ－Ｅ形　2.15±0.05Ｖ ＨＳ　ＨＳ－Ｅ形　2.18±0.05Ｖ ＨＳＥ　ＭＳＥ型　製造者指定値に対し ２Ｖ電池：±0.10Ｖ ６Ｖ電池：±0.20Ｖ 12Ｖ電池：±0.30Ｖ

		※　直流電圧計は、JIS C 1102（直動式指示電気計器）に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器を使用すること。	イ　ベント形アルカリ蓄電池、シール形据置アルカリ蓄電池は、製造者の指定する電圧値の±５％以内とする。
	負荷容量	設置図面と照合して確認する。	負荷の容量に変化があった場合、蓄電池容量で全負荷に対して、規定時間放電できること。 ※　負荷容量が増加し判定できない場合は、製造者又は蓄電池設備整備資格者に判定を依頼すること。
	均等充電（リチウムイオン蓄電池は除く。）	均等充電の実施を記録により確認する。	製造者指定の期間どおりに均等充電が実施されていること。 ※　セル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定される場合、又は均等充電が実施されていない場合は、均等充電を実施しなければならない。
充電装置（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）	外形	目視等により確認する。	ア　外箱、扉、換気口、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置（「入」、「切」、「ON」、「OFF」）及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量が負荷に対して適正なものであること。
	交流電圧	目視により確認する。	盤面の電圧計により確認し、適正であること。また表示灯のあるものは点灯していること。
	トリクル充電電圧、浮動充電電圧及び定電流定電圧充電電圧	盤面電圧計で確認する。	ア　蓄電池総電圧値と差異がないこと。 イ　測定値は、トリクル充電電圧、浮動充電電圧及び定電流定電圧充電電圧の値の±１％の範囲内であること。 ウ　表示灯が正常に点灯していること。 ※(ｱ) 鉛蓄電池又はアルカリ蓄電池のトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値は、１セルあたりのトリクル充電電圧値又は浮動充電電圧値とセル数の積とする。 (ｲ) リチウムイオン蓄電池の浮動充電電圧又は定電流定電圧充電電圧値は、セル又はモジュールあたりの浮動充電又は定電流定電圧充電電圧値と、直列接続されたセル数又はモジュール数との積とする。
	均等充電電圧（リチウムイオン蓄電池は除く。）	目視及び直流電圧計により確認する。	ア　製造者指定の電圧値の範囲内にあること。 イ　表示灯が正常に点灯していること。
	出力電流	盤面の電流計により確認する。	出力電流値が正常であること。
	負荷電圧	盤面の直流電圧計により確認する。	負荷電圧値が正常であること。
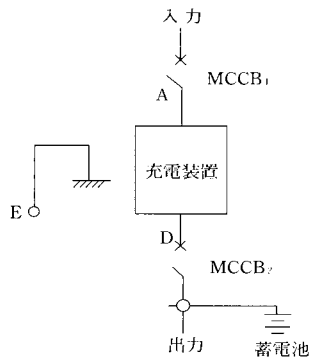
	負荷電流	盤面の直流電流計により確認する。	負荷電流値が正常であること。 ※(ｱ) 充電装置が正常に作動しているかどうかは、充電電圧により判定する。常時、鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池は最適のトリクル充電電圧又は浮動充電電圧値に保たれており、電流は蓄電池の自己放電を補う程度のごくわずかの電流が流れていればよいものであること。また、リチウムイオン蓄電池は最適の浮動充電又は定電流定電圧充電電圧値に保たれていること。 (ｲ) 第25－３図のように、消防用設備等以外に常時充電する負荷が接続されている場合は、その負荷電流値（Ｉ）が、ほぼ浮動充電時の電流計の指示値となる。 第25－３図　蓄電池設備の使用例 (ｳ) 点検時点が、停電後常用電源が回復して間もないときは、充電装置は自動的に回復充電を行っているので、電圧計、電流計とも高い値を指示することがある。この場合は、製造者が発行する取扱説明書を参照して、指示値に異常がないかを確認する。
	自動充電切替	充電装置の入力開閉器の操作により確認する。	充電装置の入力開閉器を開放し、再び投入したとき鉛蓄電池、アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池（浮動充電のものに限る。）は自動的に充電に入ること。また、24時間以内に充電が完了し、自動的にトリクル充電又は浮動充電に切り替わること。 リチウムイオン蓄電池（定電流定電圧充電のものに限る。）は、定電流定電圧充電に入ること。また、24時間以内に充電が完了すること。
	接地	目視等により確認する。	接地線及び接続部に断線、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。
逆変換装置（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）	外形	目視等により確認する。	ア　外箱、扉、換気口、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置（「入」、「切」、「ON」、「OFF」）及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量が負荷に対して適正なものであること。
	交流出力電圧	盤面の交流電圧計で確認する。	定格電圧値の±10％以内であること。
	交流出力電流	盤面の交流電流計で確認する。	定格電流値以内であること。
	周波数	盤面の周波数計で確認する。	定格周波数値の±５％以内であること。
	接地	目視等により確認する。	接地線及び接続部に断線、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。

直交変換装置（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池に限る。）	外形	目視等により確認する。	ア　外箱、扉、換気口、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第２号）に示されている表示が見やすい位置に行われていること。
	開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がないこと。 イ　開閉位置（「入」、「切」、「ON」、「OFF」）及び開閉機能が正常であること。 ウ　容量が負荷に対して適正なものであること。
	交流入力電圧	盤面の交流電圧計で確認する。	盤面の電圧計により確認し、適正であること。また表示灯のあるものは点灯していること。 （直交変換装置に供給する盤で確認する）
	充電電圧	盤面の直流電圧計で確認する。	充電電圧値が適正であること。
	充電電流	盤面の直流電圧計で確認する。	充電電流値が適正であること。
	交流出力電圧	盤面の交流電圧計で確認する。	定格電圧値の±10%以内であること。 （非常電源として自立運転する回路で確認）
	交流出力電流	盤面の交流電流計で確認する。	定格電流値以内であること。 （非常電源として自立運転する回路で確認）
	接地	目視等により確認する。	接地線及び接続部に断線、端子の緩み、著しい腐食等がないこと。
結線接続		充電装置、逆変換装置、直交変換装置、蓄電池端子と配線、蓄電池間の接続部の全セル及びナトリウム・硫黄電池のモジュール電池間のケーブルについて目視、触手又はトルクレンチ等を用いて確認する。	ア　鉛蓄電池は、蓄電池間の接続部に断線、端子の緩み、発熱、焼損、腐食等がないこと。 イ　アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池は、製造者の指定する方法により緩みがないこと。 ウ　充電装置、逆変換装置、直交変換装置は、機器の端子と配線との接続部に断線、端子の緩み、発熱、損傷、腐食等がないこと。 エ　ナトリウム・硫黄モジュール電池は、電池間のケーブル支持の緩み、コネクター部の外れ、絶縁キャップの損傷、発熱、損傷、腐食等がないこと。 ※(ｱ)　電解液の付着や浸透により接続部に腐食を生じることがあり、これが不導通や焼損、ときには誘爆の原因となることがあるので、十分点検すること。 (ｲ)　接続部に緩みを認めたときは、関係者に連絡する等適切な処置をとること。増締めを行うときは、短絡及び締め過ぎに注意すること。 (ｳ)　触手により点検するときは、手袋等を用い、感電及び電解液が手に付着しないように注意をすること。
ポンプ（レドックスフロー電池に限る。）	外形	目視等により確認する。	各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、電解液の漏えい及び腐食等がないこと。
	性能	目視により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、運転時における吐出量及び吐出圧力が適正であること。
タンク・配管等（レドックスフロー電池に限る。）		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、汚損等がないこと。 イ　各部品等に著しい異臭、異音、変色、汚損、損傷、過熱、腐食等がないこと。 ウ　支持が適正であること及び電解液の漏えいがないこと。

制　御　装　置	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、汚損等がなく適正に蓄電池設備を制御できるものであること。
耐　震　措　置	目視及びスパナ等により確認する。	アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食、緩み等がないこと。
予　備　品　等	目視により確認する。	電球、ヒューズ等の予備品、電圧計、比重計、ビーカー等の保守用具、設計図書、取扱説明書等が備えてあること。

3　総合点検

点検項目	点検方法 （留意事項は※で示す。）	判定方法 （留意事項は※で示す。）
接地抵抗	接地抵抗計を用いて確認する。 ※　詳細な点検方法に関しては非常電源専用受電設備の点検要領に準ずること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。	接地抵抗計を用いて第25－２表に掲げる区分により接地抵抗を測定し、その測定値は第25－２表に示す値であること。

第25－２表　接地抵抗

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">接地
抵抗値</th></tr>
<tr><th colspan="2">電圧の種別による機器</th><th>接地工事の種類</th><th>接他線の太さ</th></tr>
<tr><td colspan="2">特別高圧計器用変成器の二次側電路</td><td rowspan="2">A種</td><td rowspan="2">引張り強さ1.04kN以上の金属線又は直径2．6mm以上の軟銅線</td><td rowspan="2">10Ω以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし，低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において，当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は，低圧側の一端子）</td><td>B種</td><td>引張り強さ2.46kN以上の金属線又は直径4mm以上の軟銅線</td><td>計算値
（注1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高圧計器用変成器の二次側電路</td><td rowspan="2">D種</td><td rowspan="3">引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td><td rowspan="2">100Ω以下
（注２）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）</td><td>300V以下のもの。ただし使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。</td></tr>
<tr><td>300Vを超えるもの。</td><td>C種</td><td>10Ω以下
（注２）</td></tr>
</table>

（注 1）　変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に，1 秒を超え 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300，1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600）を除した値に等しいオーム数。

（注２）　低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは，500オーム以下。

※(ｱ) 電源を確実に遮断し、更に検査電気等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから接地抵抗値を測定すること。

(ｲ) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもって当てることができる。

<table>
<tr>
<td>絶　縁　抵　抗</td>
<td>目視及び次の事項により確認する。
(1) 電源を確実に遮断し、更に検電器等で完全に電源が遮断され安全であることを確認してから、充電部と外箱との間の絶縁抵抗を、絶縁抵抗計（ＤＣ500Ｖメガー）を用いて測定する。
(2) 充電装置、逆変換装置等又は直交変換装置の交流側端子と大地間（ＡとＥ）及び直流側端子と大地間（ＤとＥ）の絶縁抵抗値を低圧電路にあっては500V絶縁抵抗計、高圧電路にあっては1000V絶縁抵抗計で測定する。なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。
※　測定方法に関しては、配線の点検要領に準ずること。
(3) 絶縁抵抗測定法は、例えば第25－４図において、配線用遮断器（$MCCB_1$、$MCCB_2$）を遮断し、次の間の絶縁抵抗を測定すること。
①　交流側(A)と大地（非充電金属部）(E)との間(AE)
②　直流側(D)と大地（非充電金属部）(E)との間(DE)
③　交流側(A)と直流側(D)との間(AD)
※　測定開始時回路を遮断する場合は負荷側から行い、終了時の投入は電源側から行うこと。</td>
<td>絶縁抵抗計を用いて第25－３表に掲げる区分により絶縁抵抗値を測定し、その測定値は第25－３表に示す値以上であること。なお、他の法令による点検が実施されている場合は、その測定値とすることができる。
第25－３表　絶縁抵抗値
<table>
<tr><td colspan="2">電路の使用電圧の区分</td><td>絶縁抵抗値</td></tr>
<tr><td rowspan="2">300Ｖ以下</td><td>対地電圧150Ｖ以下</td><td>0.1MΩ</td></tr>
<tr><td>対地電圧150Ｖを超え300Ｖ以下</td><td>0.2MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">300Ｖを超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">3000V高圧電路</td><td>3.0MΩ</td></tr>
<tr><td colspan="2">6000V高圧電路</td><td>6.0MΩ</td></tr>
</table>

第25－４図　絶縁抵抗測定位置の例</td>
</tr>
</table>

容　量	1．鉛蓄電池・アルカリ蓄電池 入力開閉器を開放し、第25－５図のように、模擬負荷を接続し、第25－３表に示す電流値で10分間放電したときの蓄電池端子電圧値を確認する。この場合の電解液温度は10℃以上であること。	蓄電池端子電圧値が第25－３表に示す電圧値×セル数以上であること。 ※(ｱ) 点検中に判定基準値まで蓄電池電圧が低下したときは、直ちに放電を停止し、充電を行うこと。 (ｲ) 容量不足と判定されるものは、その原因が蓄電池にあるのか、充電装置にあるのか等総合的に判断する必要があるので製造者又は蓄電池設備整備資格者に整備を依頼する等適切な処置をとること。

第25－５図　容量点検回路の例

第25－３表

蓄電池の種類		放電電流（A）	蓄電池電圧（１セルあたり）(V)
鉛蓄電池	ＣＳ形	0.35Ｃ	1.8
	ＨＳ形	0.52Ｃ	
	ＨＳＥ形	0.52Ｃ	
	ＭＳＥ形	0.60Ｃ	
	Ｍ形	0.63Ｃ	
アルカリ蓄電池	ＡＭ形	0.38Ｃ	1.1
	AMH形	0.58Ｃ	
	ＡＨ形	0.77Ｃ	
	AHH形	1.14Ｃ	
	ＫＲ形	1.00Ｃ	

（Ｃ：蓄電池の定格容量）

	２．リチウムイオン蓄電池 入力開閉器を開放し、第25-5図のように、模擬負荷を接続し、1.19 Ｃの電流（Ａ）で30分間放電したときの蓄電池端子電圧を確認する。 （Ｃ：蓄電池の組電池あたりの定格容量） ３．ナトリウム・硫黄電池、レドックスフロー電池 点検前日まで通常放電を行い、スケジュール変更で通常充電を行わない。点検当日に直流電圧測定を行い非常電源容量を確認する。	製造者が指定する組電池あたりの公称電圧の80%以上であること。 放電終了時点の直流電池電圧の測定し、非常容量設定の直流電圧と比較する。 放電終了直流電池電圧≧非常容量設定の直流電池電圧 非常容量設定は、設計時に非常電源として必要な容量を計算し決定した直流電池電圧をいう。
切　替　装　置	所定の操作により作動を確認する。	ア　常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。 イ　消防用設備等の出力端子に電圧が印加されていること。 ※　この点検は、容量の点検と同時に行うことが望ましいものであること。
電圧計及び周波数計	直流電圧計、交流電圧計、周波数計を用いて確認する。	盤面計器の指示値と照合し、差異がないこと。 ただし、ナトリウム・硫黄、レドックスフローは電力制御を行っていることから周波数計の確認を省略することができる。
警　報　動　作	回路を異常状態にして確認する。	外部警報送出を含む警報について、回路を異常状態にして警報が正常に作動すること。
減液警報装置（リチウムイオン蓄電池は除く。）	減液警報装置用電極の取り付けてある蓄電池より、電解液を注液スポイトを用いて抜き取り、最低液面線より液面を低下させるか、検出器端子を短絡又は開放して確認する。なお、点検が終了後は必ずもとの状態に戻すこと。	ア　減液警報装置が作動し、音響を発し表示灯が点灯すること。 イ　ペント形すえ置鉛蓄電池は、液面が最低液面線の５㎜上から極板上までの間の範囲で警報作動すること。 ウ　ペント形アルカリ蓄電池は、液面が最低液面線の15㎜上から５㎜下までの間の範囲で警報作動すること。 ※(ｱ) スポイトは、鉛蓄電池用とアルカリ蓄電池用とを区別し、専用のものを使用すること。また、電解液を抜き取るときは、こぼさないように注意すること。 (ｲ) 通常、減液警報装置の検出器（電極）は、100Ｖ用では２個、48Ｖ以下用では１個取り付けられている。取り付けてあるものすべてを点検すること。 ａ　減液警報装置の方式は、製造者によって違いがあるので、取扱説明書等により確認してから行うこと。 ｂ　ブザー、ベル等の警報スイッチは、点検終了時には必ず（ON）位置にあることを確認すること。
液漏れ警報装置（レドックスフロー電池に限る。）	液漏れ警報装置用電極の取り付けてある蓄電池より、電極を短絡させる。なお、点検が終了後は必ずもとの状態に戻すこと。	液漏れ警報装置が作動し、音響を発し表示灯が点灯すること。 ※ 通常、液漏れ警報装置の検出器（電極）は、取り付けてあるものすべてを点検すること。 ａ　液漏れ警報装置の方式は、製造者によって違いがあるので、取扱説明書等により確認してから行うこと。

		b　ブザー、ベル等の警報スイッチは、点検終了時には必ず(ON)位置にあることを確認すること。
電圧調整範囲	直流電圧計により確認する。 ※　直流電圧計は、JIS C 1102（直動式指示電気計器）に規定された精度0.5級以上の計器又はこれと同等以上の精度をもつ計器とすること。	製造者の指定する範囲であること。 ※　構造上電圧調整を要しないものにあっては点検を省略することができる。
負荷電圧補償装置（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）	目視により確認する。	降下電圧値が適正であること。
タイマー（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）	目視により確認する。	設定値及び作動状況が適正であること。

第26　配線

総合点検
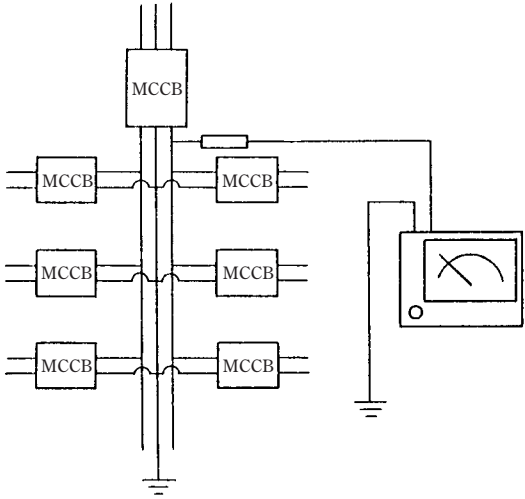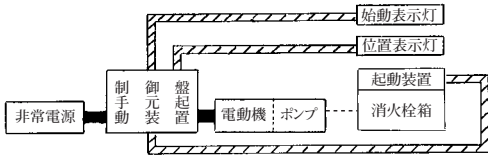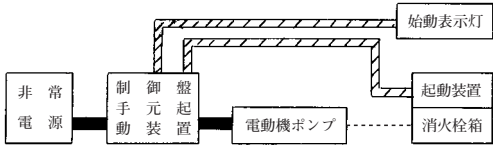
点　検　項　目	点　検　方　法	判　定　方　法　・　留　意　事　項（※）
専　用　回　路	目視により確認する。	ア　消防用設備等専用である旨の表示があり、表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　消防用設備等への配線の途中で他の負荷のための配線を分岐されていないこと。
開閉器及び遮断器	目視により確認する。	ア　損傷、溶断、過熱、変色等がないこと。 イ　接続部が確実に接続されていること。
ヒューズ類	目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。 ※　ヒューズ容量は電気設備に関する技術基準の解釈第37条に基づいて取り付けられていること。
絶　縁　抵　抗	⑴　測定電路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第26－１図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。 ⑵　測定時の結線は、第26－２図のように行う。 ⑶　低圧電路にあっては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を100Ｖ、125Ｖ、250Ｖ又は500Ｖの絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。 ⑷　高圧電路にあっては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を1,000Ｖ、2,000Ｖ又は5,000Ｖの絶縁抵抗計を用いて測定する。	電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、附属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第26－１表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。 ※(ア)　静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電源を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に留意し必ず回路を接地する必要があること。 (イ)　静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読みとること。 (ウ)　測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。 (エ)　測定器は水平にして測定すること。 (オ)　他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。

第26－１表

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値〔ＭΩ〕
300Ｖ以下	対地電圧150Ｖ以下	0.1
	対地電圧150Ｖを超え300Ｖ以下	0.2
300Ｖを超えるもの		0.4
3,000Ｖ高圧電路		3
6,000Ｖ高圧電路		6

DS
CB
SC
Tr
Tr
①
電気室
電源回路
の絶縁抵抗測定
配電盤
又は分電盤
②
※①から④の間で測定し
必ず①④は開（off）
とし②③は閉（on）
の状態で行う
③
※大地間は一括でもよい
が一般には各相（線）
ごとに行う
④
消防用設備
操作回路
表示灯回路
警報回路
感知器回路
附属装置回路
その他の回路
の絶縁抵抗測定

第26－1図　測定箇所

		第26－２図　測定時の結線例
耐熱保護	目視により確認する。	ア　電源回路にあっては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋設（耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合）されている場合は、その埋設部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。 イ　電源回路以外（操作回路、警報回路、表示灯回路等）にあっては、耐火配線又は耐熱配線であってその保護部分に損傷等がないこと。 ア　屋内消火栓設備 イ　屋外消火栓設備

ウ　スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

エ　不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

オ　自動火災報知設備

注　＊1中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。）
　　＊2発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

カ　ガス漏れ火災警報設備

キ　非常ベル、自動式サイレン

表 示 灯
非常電源
起動装置
(継電器を含む。)
ベル・サイレン

ク　放送設備

表 示 灯
操作部(遠隔操作器を含む。)又は起動装置
非常電源
増 幅 器
スピーカー

ケ　誘導灯

非常電源
誘導灯

コ　排煙設備

感知装置
非常電源
制御盤
手元起動装置
電動機 ファン
起動装置

サ　連結送水管

起動装置
非常電源
制御盤
手元起動装置
電動機ポンプ
放水口

シ　非常コンセント設備

表示灯
非常電源
非常コンセント

ス　無線通信補助設備

（注）■■は耐火配線、▨は耐熱配線、──は一般配線、----は水管又はガス管を示す。

第26－3図　耐火・耐熱保護配線の範囲

第26－2表　耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法

	電　線　の　種　類	工　事　方　法
耐火配線	600Ｖ二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	1．金属管、二種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。 2．埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。
	耐火電線 ＭＩケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。
耐熱配線	600Ｖ二種ビニル絶縁電線 ハイパロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 ＥＰゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに敷設するものに限る。）により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画

		耐熱配線	鋼帯がい装ケーブル ＣＤケーブル 鉛被ケーブル クロロプレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ＥＰゴム絶縁クロロプレンシースケーブル バスダクト	内に設ける場合（他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあっては、この限りでない。
			耐熱電線 耐火電線 ＭＩケーブル 耐熱光ファイバーケーブル	ケーブル工事等により施工されていること。

第 29　パッケージ型自動消火設備

1　機器点検

点　検　項　目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
パッケージ	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）等により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　湿度が著しく高くなく、温度が 0℃以上 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水のかかるおそれが少ないこと。
	外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　床又は壁に堅固に固定されていること。 ウ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
	表示	目視により確認する。	ア　パッケージ型自動消火設備である旨の表示等に損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。 イ　「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）に定める基準に適合するものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである場合、その旨の認定合格証が貼付されていること。
	同時放射区域	目視により確認する。	ア　同時放射区域の区画設定、用途及び面積は適正であること。 イ　パッケージ型自動消火設備を共用する場合において、隣接する同時放射区域を共用していないこと。ただし、次の場合は除かれる。 (ｱ)　隣接している同時放射区域が耐火性能若しくは準耐火性能又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されており、開口部に防火戸が設けられている場合。 (ｲ)　入所者が就寝に使用する居室以外であって、講堂等で、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場合。
蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等	消火薬剤貯蔵容器	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。
	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。
	消火薬剤	(1) 消火薬剤充てん蓋を取り外し、充てん口より最小必要量のサンプルを取り出し、消火薬剤の状態を確認する。 (2) 消火薬剤充てん蓋を取り外し、充てん口より消火薬剤までの高さを測る、又は貯蔵タンクごとに「てこ秤式測定器」により測定する、若しくは液面計により測定して確認する。	ア　変質、腐敗、沈殿物、著しい汚れ等がないこと。 イ　規定量以上貯蔵されていること。 ※　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。
	容器弁　外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　「不活性ガス消火設備の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和 51 年消防庁告示第 9 号）に定める基準に適合するものであること又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである場合、その旨の認定マークが貼付されていること。 ※　点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。

			点検方法	判定方法
		容器弁の安全性（蓄圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　手動操作機能を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 ウ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		機能	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動起動装置を有するものにあっては、鍵等を用いて手動で操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり、手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作業が正常であること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示圧力値が適正であり、正常に作動すること。 ※　指針が適正範囲外の位置にある場合は、容器及び消火薬剤等の点検を行うこと。
加圧式消火薬剤貯蔵容器等	消火薬剤貯蔵容器		目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　貯蔵容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。

	安全装置			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。
	消火薬剤			(1) 消火薬剤充てん蓋を取り外し、充てん口より最小必要量のサンプルを取り出し、消火薬剤の状態を確認する。 (2) 消火薬剤充てん蓋を取り外し、充てん口より消火薬剤までの高さを測るか又は貯蔵タンクごと「てこ秤式測定器」により測定するか若しくは液面計により測定して確認する。	ア　変質、腐敗、沈殿物、著しい汚れ等がないこと。 イ　規定量以上貯蔵されていること。 ※　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。
	バルブ類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠又は架台に容器押え等により、確実に固定されていること。
			表示	目視により確認する。	高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス 300m^{3}）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		ガス量		次の手順により確認する。 (1) 窒素ガスを用いるもの ①　圧力調整器のあるものにあっては、二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計又は容器弁に取り付けた圧力計の指針を読み取る。 ②　窒素ガス容器で質量測定方法により点検を指定されているものにあっては、スパナ、レンチ等を用いて配管を	ア　窒素ガスを用いるものにあっては、次によること。 (ｱ)　規定のガス量以上貯蔵されていること。 (ｲ)　周囲温度における設定圧力値との差が 10%以内であること。 イ　二酸化炭素を用いるものにあっては、次によること。 (ｱ)　所定のガス量との差が 10%以内で貯蔵されていること。 (ｲ)　充てん比は 1.5 以上であること。 ※　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。

		取り外し、加圧用ガス容器を取り出して容器の総質量を測定する。 ③　封板式のものにあっては、質量測定又は検圧治具を用いて圧力を測定する。 ④　指示圧力計付の容器に窒素ガスを貯蔵するものにあっては、指示圧力計の指度を確認する。 (2) 二酸化炭素を用いるもの ①　スパナ、レンチ等により連結管、固定用押さえ等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ②　容器ごと計量器にのせ総質量を計る。 ③　総質量から容器質量及び開放装置の質量を引く。	
容器弁	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（平成 51 年消防庁告示第 9 号）に定める基準に適合するものであること又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである場合、その旨の認定マークが貼付されていること。 ※　点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。
	容器弁の安全性（蓄圧式ハロゲン化物消火薬剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。

			点検方法	判定方法
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　手動操作機能を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 ウ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
	容器弁開放装置	機能	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動起動装置を有するものにあっては、鍵等を用いて手動で操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり、手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作業が正常であること。 ※(ア)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (イ)　点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	圧力調整器		目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で設定圧力値を示し、機能が正常であること。
作動装置	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
作動装置	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
作動装置	表示		目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
作動装置	手動起動装置		消火薬剤貯蔵容器及び加圧用ガス容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外した後、鍵等により手動作動して確認する。	ア　同時放射区域の系統に誤りがないこと。 イ　警報装置の鳴動が正常であること。 ウ　火災表示等の作動が正常であること。 エ　容器弁開放装置の機能が正常であること。
受信装置及び中継装置	周囲の状況		目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置されて、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
受信装置及び中継装置	外形		目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
受信装置及び中継装置	表示		目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称及び同時放射区域等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。 イ　銘板等がはがれていないこと。
受信装置及び中継装置	電圧計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。

	開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	火災表示灯等		火災表示試験を行い確認する。	ア　火災表示灯、地区表示装置の点灯（点滅）及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ　蓄積式受信装置にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信装置で設定された時間に５秒を加えた時間以内であること。 ウ　二信号式受信装置にあっては、前アによるほか、次によること。 (ｱ)　第一信号により主音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (ｲ)　第二信号により主音響装置の鳴動並びに火災表示灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
	予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
感知部	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
	検出方法		目視により確認する。	同時放射区域ごとに検出方式の異なる２以上のセンサーで構成されていること。
	機能障害		目視により確認する。	機能障害となる塗装、覆い等がないこと。
	作動等		所定の試験器により確認する。 同時放射区域ごとに抜き取って確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　防護区域及び同時放射区域の表示が適正であること。 ※(ｱ)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動式スポット試験器又は回路試験用押ボタン等の試験器により行うこと。 (ｲ)　同時放射区域ごとの抜き取りは、２年ですべての同時放射区域の感知部を確認できるよう抜き取ること。 (ｳ)　その他感知部の点検方法は、「第11　自動火災報知設備」の感知器の点検要領に準ずるものとする。
選択弁	本体	外形	目視及びスパナ等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、締付部の緩み等がないこと。
		表示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区域並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	選択弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。

		機能	(1) 端子部分のカバーを外し、端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して選択弁開放装置を作動させて確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては、端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機能を有するものにあっては、押えレバー等のロックが外れていること。 ※　貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
放出導管	管、管継手及び分岐管		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
放出口	外形		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	放出障害		目視により確認する。	ア　放出口の周囲に消火薬剤の放出を妨げるものがないこと。 イ　放出口の保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに損傷、脱落等がないこと。 ウ　防護区画の全域に放出できるように取り付けられ、取付け角度が適正であること。 エ　間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によって放出口が設けられていない未警戒部分がないこと。
非常電源及び配線			「第 23　非常電源（非常電源専用受電設備）」、「第 24　非常電源（自家発電設備）」又は「第 25　非常電源（蓄電池設備）」並びに「第 26　配線」の点検要領によること。	

2　総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
感知部	任意の同時放射区域を指定して、非常電源に切り替えた状態で試験用ガスを用いて、次により確認する。なお、同時放射区域を順次変えることで、4 年以内で設置されているすべてのパッケージ型自動消火設備を確認できるようにする。 (1) 加圧式 ①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う防護区域の必要消火薬剤量を放射するのに要する加圧用ガスの 10%（端数切上げ本数とする。）以上で、設置されている加圧用ガス容器又は事前に準備した試験用ガス（窒素又は空気）容器を用いる。	感度は所定の範囲内であること。 ※　感知部の判定は、「第 11　自動火災報知設備」の感知器の点検要領に準ずること。
受信装置		任意の感知部を加熱（加煙）した場合に、受信装置において発報した旨の警報を発するとともに、発報した警戒区域に応じた差動装置が作動すること。この場合、1 の感知部が発報することにより警報を発し、同一の同時放射区域の他の感知部が発報することにより作動装置が作動すること。なお、最初に感知部が発報した時点で復旧スイッチを押したとき警報が停止するものであること。
中継装置		確実に作動すること。
作動装置の連動		同時放射区域を 2 以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、同時に放射できるよう、作動が連動していること。
作動装置及び選択弁		確実に作動し、指定した同時放射区域の放出口すべてから試験用ガスが放射されること。

放　出　導　管	②　点検時には次のものを用意する。 a　設置されている加圧用ガス容器による点検の場合では、点検後、ガスの再充てん機関の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、設置されている加圧用ガス容器と同一仕様のもので必要本数用意する。 b　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち、次により準備する。 a　消火薬剤貯蔵容器（パッケージ内の全ての消火薬剤貯蔵容器）と放出口への放出導管との接続部を外す。 b　消火薬剤貯蔵容器 1 本を加圧用ガス容器又は試験用ガス容器と取り替える。 c　加圧用ガス容器又は試験用ガス容器と放出口への放出導管とを接続する。 d　他の消火薬剤貯蔵容器と放出口への放出導管との接続部は密栓等の処置をする。 ④　点検時の確認は次により行う。 a　感知部 所定の試験器により確認する。 ※ 感知部の点検は、「第 11 自動火災報知設備」の感知器の点検要領に準ずること。 b　受信装置 目視及び手で操作することにより確認する。 c　作動装置の連動 同時放射区域を 2 以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、作動の連動を確認する。 d　作動装置及び選択弁 目視及びドライバー等により確認する。 e　放出導管 目視及び音等により確認する。 f　監視盤等 目視及び音等により確認する。	試験用ガス放出時に接続部等からの漏れがないかを確認する。
監　視　盤　等		受信装置の移報と連動して表示窓が点灯し、警報音が鳴動すること。 ※(ｱ)　設置されている加圧用ガス容器による点検の場合では、点検後、当該加圧用ガス容器の再充てんを行うこと。この場合、高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (ｲ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

	(2) 蓄圧式 ① 放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う防護区域の必要消火薬剤量を放射するのに要する加圧用ガスの10%（端数切上げ本数とする。）以上で、事前に準備した試験用ガス容器を用いる。 ② 点検時には、集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③ 点検に先立ち試験用ガス容器を次により準備する。 a 消火薬剤貯蔵容器（パッケージ内の全ての消火薬剤貯蔵容器）と放出口への放出導管との接続部を外す。 b 消火薬剤貯蔵容器 1 本を試験用ガス容器と取り替える。 c 加圧用ガス容器又は試験用ガス容器と放出口への放出導管とを接続する。 d 他の消火薬剤貯蔵容器と放出口への放出導管との接続部は密栓等の処置をする。 ④ 点検時の確認は、加圧式に準じて行う。	

第33　特定小規模施設用自動火災報知設備

１　一般的留意事項

(1)　特定小規模施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。

(2)　火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。

(3)　予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。

(4)　感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。

(5)　自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。

(6)　自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備には、構成するすべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、かつ、自動試験機能等対応型感知器であるものも含む。

２　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ　電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※　使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表示		受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※　充電回路で抵抗器が使用されているものにあっては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示		ア　検定合格証が貼付されていること。 イ　銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ　銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ　**第33－1図**の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。

			火災地区灯 地区音響停止灯 主音響停止灯 地区音響一時停止スイッチ 主音響停止スイッチ 一括蓄積解除灯 予備電源試験灯 火災信号遮断灯 火災試験スイッチ 予備電源試験スイッチ 火災信号遮断スイッチ 一括蓄積解除スイッチ 火災受信機 音響孔 スイッチ注意灯 断線灯 故障灯 蓄積中灯 交流電源灯 故障音響停止灯 故障音響停止スイッチ 自動／試験復旧灯 火災復旧スイッチ 自動／試験復旧スイッチ **第 33－1 図　P 型 2 級受信機の例**
	警戒区域の表示装置		汚損、不鮮明な部分等がないこと。
	電　圧　計	目視及び計器等により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験装置等により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表　示　灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	通　話　装　置	送受話器の操作により確認する。	ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ　２以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※　T型発信機を接続する受信機は、２回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
	結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接　地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。

	附　属　装　置		火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア　表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ　相互に機能障害がないこと。 ※　附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
	火災表示等（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	蓄　積　式	火災表示試験を行い確認する。	ア　火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ　蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に５秒を加えた時間以内であること。 ウ　二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 (ｱ)　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (ｲ)　第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ｱ)　回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (ｲ)　Ｐ型３級、ＧＰ型３級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ｳ)　１回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
		アナログ式		
		二　信　号　式		
		そ　の　他		
	注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※　１回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	回路導通（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）		回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）	ア　試験用計器の指示値が所定の範囲内（文字板に色別してある範囲内）であること。 イ　導通表示灯等によるものにあっては点灯等すること。 ※(ｱ)　断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (ｲ)　自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。
	設定表示温度等（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）		所定の操作により確認する。	ア　設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ　表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）		所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
	予　備　品　等		目視により確認する。	ア　ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ　表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>験機能を有するものに限る。）が備えてあること。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">感知器</td><td colspan="2">外　　　　　　　　　形</td><td rowspan="5">目視により確認する。</td><td>変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警　戒　状　況</td><td>未　警　戒　部　分</td><td>設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。</td></tr>
<tr><td>感　　知　　区　　域</td><td>ア　感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。
イ　炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。</td></tr>
<tr><td>適　　　応　　　性</td><td>設置場所に適応する感知器が設けられていること。
※　特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」（平成３年１２月６日付け消防予第２４０号）を参考とすること。</td></tr>
<tr><td>機　　能　　障　　害</td><td>ア　塗装等がされていないこと。
イ　炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。
ウ　模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。
※　炎感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</td></tr>
<tr><td>熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）</td><td>ス　ポ　ッ　ト　型</td><td>(1)　差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。
(2)　定温式（非再用型）
警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第 33−1 表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
※(ｱ)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
(ｲ)　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。
(ｳ)　非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
第 33−1 表　感知器の抜き取り数表<table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模</td><td>ス　ポ　ッ　ト　型</td><td>所定の加煙試験器により確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。
※(ｱ)　加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。</td></tr>
</table>

	施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）			(ｲ)　加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
	感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）		受信機若しくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
発信機		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
		表示		ア　押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
		押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア　主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ　確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
		表示灯	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できること。
音響装置		外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		取付状態		脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
		音圧等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア　主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ　音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※　放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
		鳴動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。
蓄積機能（蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）			(1)　感知器の種別ごとに 1 個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2)　蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。	ア　感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ　蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ　アナログ式のものは注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>(3)　アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">二信号機能（二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</td><td>任意の１回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。
また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。</td><td>ア　第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。
イ　第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
ウ　発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">自動試験機能（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）</td><td>予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）</td><td rowspan="7">記録装置の記録等を確認する。</td><td rowspan="7">異常が記録又は保持表示されていないこと。
※(ア)　予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。
a　予備電源及び非常電源の容量
b　切替装置
c　結線接続
d　ヒューズ、ブレーカー等の作動
(イ)　異常が表示されている場合は、対策を講じること。</td></tr>
<tr><td>受信機の火災表示</td></tr>
<tr><td>受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）</td></tr>
<tr><td>受信機及び中継器の制御機能及び電路</td></tr>
<tr><td>感知器</td></tr>
<tr><td>感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">無線機能（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）</td><td>所定の操作により確認する。</td><td>ア　無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。）
イ　定期通信の状態保持機能により確認できるものにあっては、異常が記録又は保持表示されていないこと。</td></tr>
</table>

３　総合点検

点検項目	点検方法	判定方法
同時作動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させる	受信機（表示機等を含む。）が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該５回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。

	ことなく任意の５回線（５回線に満たないものは全回線）の火災表示試験を行い、確認する。	
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	所定の試験器により確認する。	感度は所定の範囲内であること。 ※(ｱ)　警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃（ちり払い等の簡単な外観の清掃）を行うこと。 (ｲ)　感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ｳ)　感度が正常なものは、再度取り付けること。 (ｴ)　取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。
地区音響装置の音圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面１ｍ離れた位置で騒音計（Ａ特性）を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは､その状態で測定する。 (3) 音圧は､簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア　音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB 以上であること。 イ　音声により警報を発するものの音圧は、92dB 以上であること。
総合作動（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置（アナログ式のものに限る。）が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。

第 34　加圧防排煙設備

1　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
防煙区画壁	固定壁		目視により確認する。	ア　壁面に著しい変形、損傷、亀裂等がないこと。 イ　間仕切りの変更等により撤去されていないこと。 ウ　壁が撤去されてなく、他の部分へ貫通する開口部が設けられていないこと。
	可動壁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に開閉の障害となるようなものが置かれたり、又はつり下げられたりしていないこと。 ※　模様替え、増改築、用途変更の有無を確認し、防煙区画の状態をチェックすること。
		外形	目視により確認する。	変形、損傷、亀裂等がないこと。
		機能	目視及び降下又は開閉操作により確認する。	ア　シャッターのガイドレールに損傷等がなく、防火戸が開閉式のものにあっては、ストッパー等の脱落、破損等がないこと。 イ　閉鎖時において間隙を生じないこと。 ウ　確実に作動すること。 ※　遠隔操作による場合は、空調機器等に支障がないかどうかを確認してから行うこと。
排煙口	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に煙の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られたりしていないこと。
	外形		目視により確認する。	枠、パネル、排煙ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。
	機能		目視及び開閉操作により確認する。	ア　排煙ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ　排煙ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ　ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。 エ　ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。 ※　排煙機と連動しているものは、連動機構を停止してから行うこと。
排煙用の風道	周囲の状況		目視により確認する。	可燃物（木材、紙、電線等）が接触していないこと。
	外形		目視により確認する。	ア　著しい変形、亀裂、損傷等がなく断熱材等の脱落もないこと。 イ　防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。 ウ　フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。
	支持部		目視及び所定の操作により確認する。	ア　支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されて

						いること。
	防火ダンパー				目視及び所定の操作により確認する。	ア　取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。 イ　塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。
	接続部				目視により確認する。	ア　排煙機及び排煙口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。 イ　パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。
排煙機	外形				目視及び手で触れることによって確認する。	ア　排煙機の周囲は、点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。 イ　室内に設けられているものにあっては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。 ウ　室外に設けられているものにあっては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。 エ　排煙機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。 オ　風道との接続部（フランジ部）にナットの緩み、破損等がないこと。
	電動機	回転軸			目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
		軸受部			目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
		動力伝達装置			目視及び所定の操作により確認する。	ア　プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい摩耗等がないこと。 イ　Ｖベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、摩耗、油脂の付着等がないこと。
		機能			目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。 ※(ｱ)　操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 (ｲ)　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		制御装置	制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示		目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
			電圧計及び電流計		外形及び指針を目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。

					イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継　電　器	目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表　示　灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
			結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接　地	目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
			予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	回転羽根	回　転　軸		所定の操作により確認する。	ア　回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ　回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ　回転羽根とケーシングとが接触しないこと。
		軸　受　部		目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
排　煙　出　口				目視により確認する。	ア　雨露に接する部分に著しい腐食、損傷等がないこと。 イ　排煙出口の周囲に煙の排出に障害となる物等がないこと。 ※　隣接建築物に増改築等が行われ、風向、風速等が変わる場合があるので併せて確認すること。
加圧式消火活動拠点	区　画　変　更　等			目視により確認する。	増築、改築、模様替え等による区画の床面積、構造、開口部等の変更がないこと。
	区　画　の　状　況			目視により確認する。	避難、通行及び運搬以外の用途に使用されていないこと。
	開　口　部	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に開閉の障害となるような物等が取り付け、又は置かれていないこと。
		外　形		目視により確認する。	枠、開口部及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食等がないこと。
		機　能		目視及び開閉操作により確認する。	ア　閉鎖時において間隙を生じないこと。 イ　確実に開閉できること。
	通　話　装　置			送受話器の操作により確認する。	加圧式消火活動拠点側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。
給　気　口	周　囲　の　状　況			目視により確認する。	周囲に給気の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られていないこと。
	外　形			目視により確認する。	枠、パネル、ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。
	機　能			目視及び開閉操作により確認する。	ア　ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ　ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ　ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。

			エ　ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。 ※　給気機との連動機構を停止してから行うこと。
給気用の風道	周囲の状況	目視により確認する。	可燃物（木材、紙、電線等）が接触していないこと。
	外形	目視により確認する。	ア　著しい変形、亀裂、損傷等がなく断熱材等の脱落もないこと。 イ　防火区画の壁等を貫通する部分の埋めもどし材が脱落していないこと。 ウ　フィルターが設けてあるものは、異物の付着、塵あいのつまり等がないこと。
	支持部	目視及び所定の操作により確認する。	ア　支持金具に著しい変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　支持金具の支持部及びナットにがたつき、緩み等がなく、堅固に固定されていること。
	防火ダンパー	目視及び所定の操作により確認する。	ア　取付部に緩み、がたつき、錆等がないこと。 イ　塗装、異物の付着等がなく、円滑に作動すること。
	接続部	目視により確認する。	ア　給気機及び給気口等との接続部のフランジ部に損傷、変形、ナットの緩み等がないこと。 イ　パッキン等の損傷、脱落等がなく、接続部の緩み及びがたつきがないこと。
給気機	外形	目視及び手で触れることによって確認する。	ア　給気機の周囲は、空気の取り入れ及び点検に支障となる物品等が置かれてなく、可燃物（木材、紙等）が接触していないこと。 イ　室内に設けられているものにあっては、当該室の壁、出入口等の破損がないこと。 ウ　室外に設けられているものにあっては、雨露の影響を受けない措置がなされていること。 エ　給気機の取付部のボルト・ナットがはずれていたり、緩んでいたりしないこと。 オ　風道との接続部（フランジ部）にナットの緩み、破損等がないこと。 カ　火災により発生した煙を取り込むおそれがないこと。
	電動機　回転軸	目視及び所定の操作により確認する。	回転が円滑であること。
	電動機　軸受部	目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
	電動機　動力伝達装置	目視及び所定の操作により確認する。	ア　プーリと回転軸に緩みがなく、変形、損傷、著しい摩耗等がないこと。 イ　Ｖベルトは動力を伝達するに支障のない緩みであり、損傷、摩耗、油脂の付着等がないこと。
	電動機　機能	目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転及び回転方向が正常であること。

						※(ア)　操作を行う際、空調機器等の関連機器への影響を確認して行うこと。 　(イ)　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		制御装置	制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設定され、周囲に使用上及び点検上の障害になるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示		目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
			電圧計及び電流計		外形及び指針を目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、操作及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視、ドライバー及びスイッチにより確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
			結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
	回転羽根	回転軸			所定の操作により確認する。	ア　回転羽根の回転は、円滑で正常な方向に回転し、異常振動、異常音等を発しないこと。 イ　回転羽根の曲がり、折損等がないこと。 ウ　回転羽根とケーシングとが接触しないこと。
		軸受部			目視により確認する。	潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等がなく、必要量が満たされていること。
空気逃し口	周囲の状況				目視により確認する。	周囲に空気の流動等に障害となるような棚、物品等が置かれたり、造られていないこと。
	外形				目視により確認する。	枠、パネル、ダンパー及び取付金具に変形、損傷、著しい錆、腐食、異物の付着等がないこと。
	機能				目視及び開閉操作により確認する。	ア　ダンパーの取付部に損傷、緩み等がなく、正常に作動すること。 イ　ダンパーの回転部に緩みがなく、回転動作が円滑であり、完全に開放すること。 ウ　ラッチ受け、ストッパー等により確実に停止すること。

				エ　ロック部に錆びつき、塵あいの付着等がないこと。
起動装置	排煙口の手動起動装置	手動操作箱 周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示		損傷、脱落、汚損等がなく、手動起動装置である旨の表示が適正であること。
		ハンドル及びレバー等	目視及びハンドル又はレバー等の操作により確認する。	ア　ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきがないこと。 イ　ハンドルは、片手で容易に回転して、開放装置が作動すること。
	給気口の手動起動装置	手動操作箱 周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		表示		損傷、脱落、汚損等がなく、手動起動装置である旨の表示が適正であること。
		ハンドル及びレバー等	目視及びハンドル又はレバー等の操作により確認する。	ア　ハンドル及びレバーの損傷、脱落等がなく、ワイヤロープの切断、錆つきがないこと。 イ　ハンドルは、片手で容易に回転して、開放装置が作動すること。
	排煙口の自動起動装置		煙感知器は自動火災報知設備の要領に準じて確認する。	ア　煙感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　感知器の作動により排煙機が確実に作動すること。
耐震措置			目視及びスパナ等により確認する。	ア　風道等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法
排煙機	非常電源に切り替えた状態で、手動又は自動の起動操作により確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。	排煙口等の開放と連動して、排煙機が確実に起動すること。
給気機		給気口等の開放と連動して、給気機が確実に起動すること。
電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
運転状況		運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。
回転羽根		回転及び回転方向が正常であり、かつ、異常な振動等がないこと。
空気逃し口		給気口の開放と連動して、空気逃し口又は排煙口が確実に開放すること。
扉の開放状況		加圧式消火活動拠点ごとに設けられた扉を開放するための力が１００Ｎを超えないこと。
可動壁		可動壁が確実に作動すること。